

教職大学院認証評価
自己評価書

令和7年6月

宮城教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻

目 次

I	教職大学院の現況	1
II	教職大学院の目的	1
III	教職大学院の3つのポリシー	2
IV	前回評価からの状況・経緯	6
V	教職大学院の強み、特長	6
VI	前回評価の指摘事項の対応状況	7
VII	基準ごとの自己評価	
	基準領域1 学生の受入れ	8
	基準領域2 教育の課程と方法	12
	基準領域3 学習成果	25
	基準領域4 教育委員会等との連携	29
	基準領域5 学生支援と教育研究環境	30
	基準領域6 教育研究実施組織	37
	基準領域7 点検評価と情報公表	42
VIII	法令要件事項の確認	45

I 教職大学院の現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名：宮城教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻
- (2) 所在地：宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149
- (3) 設置年度、直近の改組等年度：設置年度 平成 20 年度、直近の改組等年度 令和 3 年度
- (4) 入学定員数（令和7年5月1日現在）：入学定員数 52 人

II 教職大学院の目的

宮城教育大学学則 第3章 研究科 第1節 目的

(目的)

第55条 研究科は、学術の理論及び応用を教授研究し、小学校等において教員としての高度な専門性を発揮するための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

本学教職大学院は、現職教員の専門性高度化のための大学院を目指し、地元の宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会と共通理解を図りながら発足した。日々の実践の中に、現代的な教育の課題を見出し、その課題を解決しようとする意志と能力を有する教員を支援し、大学が現代的課題を教育現場と共有しながら、様々な資源を生かして解決していくにあたって地域の教育の発展に寄与する。その過程で、学生が地域の課題解決のために指導的役割を果たす、スクールリーダーとして成長することを期待している。

学部卒業生等においては、現職教員と実際の教育現場に触れて教育の現代的課題を認識し、その解決にむけた努力をともにすることで、現場での即戦力を身につけ、将来のスクールリーダーとしての基礎を築くことを目標としており、これらを具体的に表すと以下のようにまとめられる。

- ・教育大学としての資源を生かして、学習指導、適応支援・特別支援及び学校・学級経営を軸に、理論と実践を往還させ、優れた専門的職業能力を備えた人材を養成する。
- ・社会構造の大きな変化をもたらす学校教育の複雑化・多様化のもとで、広く地域単位で中核的・指導的役割を果たし得る力量あるスクールリーダーを養成する。
- ・教育実践力向上を強く求める学部卒業生等を対象に、学部段階で修得した教職専門性を踏まえ、実践と省察を組織的に組み込んだカリキュラムにより、将来スクールリーダーとなり得る人材を養成する。

この目的を達成するために、教育現場での実践とその省察を通じて研究を行う「理論と実践の往還」を軸にした教育臨床研究を教育課程の軸として、「専ら教員の養成及び研修のための教育を行う」ものとしている。

Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー

(1) ディプロマ・ポリシー (令和2年7月3日制定)

[1] 養成したい教員像

宮城教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程(教職大学院)では、学部段階や学校教育現場において培われた教員としての知識・技能と実践力を基盤に、さらに教職としての高度な専門性を身につけ、教育現場における今日的課題の解決に向けた、状況分析能力、分析結果を実践につなげる実行力を備えた教員、ひいては、学校や地域で中核的・指導的な役割を果たすスクールリーダーまたはその候補になり得る人材を養成します。この方針のもとに、以下の3つのプログラムを編成します。「2年以上」在籍のうえ、所定の単位を修得し、総合的な教師力の高度化の達成に関する評価を受け、以下の資質能力を身につけたと判断された者に対して、教職修士(専門職)の学位を授与します。

[2] 各履修プログラムのねらい

○教科探究プログラム

各教科の背景となる学問知識を踏まえて「教科内容学」の研究方法を習得し、高度な教材研究力と教材開発力を身につけるとともに、子どもの認識や発達の実態に即して、授業を不断に改善していくことができる教科指導力を高めることにより、現職教員は、学習指導要領の目標等達成のため、学校と社会とのつながりを踏まえたカリキュラム・マネジメント、地域の物的・人的資源やICTを活用した授業展開・授業改善を高度に実践するとともに、校内における中核的な役割を果たす教員として若手教員への助言ができるスクールリーダーとなる。また、学部卒業生等は、学部卒業の段階より更に学問の発展や社会状況の変化に応じてその水準を高め、高度な授業展開や授業改善を実践できる教員となる。

【現職教員】

- ・教科等に関する最新の高度な専門的知識・技能を有している
- ・学習指導要領の目標等を達成するための最新の高度な教育の方法・技術を身につけている
- ・社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材開発について助言ができる
- ・カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善を実践し、教育課程の編成への助言ができる
- ・授業づくり等に関して若手教員への助言ができる

【学部卒業生等】

- ・教科等に関する高度専門職としての知識・技能を有している
- ・学習指導要領の目標等の達成のための高度専門職としての教育の方法・技術を身につけている
- ・社会に開かれた教育課程の視点を踏まえた教材研究・教材開発ができる
- ・カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた授業展開・授業改善の実践ができる

○特別支援・子ども支援プログラム

変化が激しい社会で学習や発達に困難を抱える子どもに対応するために、特別な教育ニーズを抱えた子どものケーススタディによる発達・学習支援法を開発できる力や、ICTを駆使した教育を開発しながら子どもを支援できる力を身につけることにより、現職教員は、多面的・総合的に子どもたち一人一人の教育的ニーズを捉えて常に的確な支援が行えるとともに、校内における中核的な役割を果たす教員として若手教員への助言ができるスクールリーダーとなる。また、学部卒業生等は、多面的・総合的に理解する視点を有し、子どもたち一人一人の教育的ニーズを理解して的確に支援が行える教員となる。

【現職教員】

- ・教育法規の知識・ICT活用等の技術を有し、特別な支援を必要とする子どもへの個別の教育支援計画・個別の指導計画を関係機関と連携して作成する際に助言ができる
- ・教育相談やカウンセリングの最新の知識・技法を身につけているとともに、若手教員への助言ができる
- ・子どもの成長の段階等に応じた心理に関する最新の高度な専門的知識を有している
- ・子どもを多面的・総合的に理解する視点を持ち、若手教員への助言ができる

【学部卒業生等】

- ・教育法規の知識・ICT活用等の技術を有し、特別な支援を必要とする子どもへの個別の教育支援計画・個別の指導計画を関係機関と連携して作成し、実践できる
- ・教育相談やカウンセリングの高度専門職としての基礎的な知識・技法を身につけている
- ・子どもの成長の段階等に応じた心理に関する高度専門職としての知識を有している
- ・子どもを多面的・総合的に理解する高度専門職としての視点を有している

○学校課題解決マネジメントプログラム

学校という組織をマネジメントしていく「学校を支える力」として、地域の教育ニーズを踏まえつつ学校が直面している課題を発見し、教職員間で共有し、協働して解決できるマネジメント力を身につけることにより、学校運営及び教育活動の中核的な役割を果たすとともに、管理職・リーダーとしての資質能力を有する教員となる。

【現職教員】

- ・学校運営上自らが担うべき役割を全校的な視点から適切かつ効率的に果たすことができる
- ・他の教職員とのコミュニケーションを保ち、協働に向けた協調性を持つとともに、若手教員の意見等の把握・調整ができる
- ・いじめや不登校の問題を理解する姿勢を学校全体で常に共有し、組織的対応と体制整備を支援できる
- ・地域及び保護者や学校外の専門家及び関係機関との良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係の下、連携・協働した教育活動を主導し、若手教員への助言ができる
- ・教職員間の協働、保護者や地域社会・関係機関との信頼関係の下での連携により、子どもの成長を支援することができる

(2) カリキュラム・ポリシー（令和2年7月3日制定）

〔1〕教育課程の全体構成

宮城教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）では、多様化・複雑化する子どもの学習・発達のニーズに応えるとともに様々な教育課題の解決を目指し、教科専門（特別支援領域を含む）、教科教育専門、教職専門の密接な連携を通して、スクールリーダー及びその候補者としてふさわしい総合的な教師力を養成するためのカリキュラムを編成しています。

カリキュラムは、「専門高度化基盤科目」、「専門高度化探究科目」、「専門高度化深化科目」の3つの科目群から構成されており、共通専門科目としての「専門高度化基盤科目」での学修を基盤としながら、その上に「専門高度化探究科目」においてそれぞれのプログラムに対応した特色ある授業科目を履修します。また、その学修の過程においては、常に「理論と実践との往還」を基本とする「把握」、「適応」、「分析」、「開発」の段階的学修を進め、それらの学修と併行しながら「専門高度化深化科目」を履修します。

〔2〕各授業科目群の構成と指導体制

○専門高度化基盤科目（24 単位）

「教職共通 5 領域（①教育課程、②教科指導、③生徒指導・教育相談、④学級・学校経営、⑤学校教育・教職）」（20 単位）と「学校における実習（基礎実践）」（4 単位）で構成されます。

本教職大学院で体系的に育成すべき資質としての知識・技能を修得するとともに、学校現場の中核的・指導的な教員として、所属する学校のみならず広く地域全体の教育力の組織的な改善・充実に活用できる資質の育成を目指します。

○専門高度化探究科目（8 単位以上）

選択したプログラムの趣旨・目的等に対応する講義・演習・実習で科目群を構成しています。入学時に設定する「実践研究テーマ（達成目標）」に関連する科目を履修することにより、知識・技能と実践力の質的向上を目指します。

○専門高度化深化科目（14 単位）

教職専門と教科専門・教科教育専門、理論と実践の「架橋」となる、演習を中心とした「実践的指導力融合科目」（8 単位）と「学校における実習（臨床実践）」（6 単位）で構成しています。

全プログラム共通の必修科目である「専門高度化基盤科目」を履修したうえで、各プログラムに対応した特色を持つ「専門高度化探究科目」と「専門高度化深化科目」を組み合わせることで履修することにより「理論と実践の往還」を積み重ねて、教職としての総合的な力量形成を目指します。

院生各自のニーズに対応する指導体制として、院生一人一人を複数の教員でサポートする「教員ユニット制」を設けます。院生はそれぞれのテーマに即して、科目履修系として設けられた 3 つのプログラムのいずれかを履修し、修了に必要な単位を修得します。

（3）アドミッション・ポリシー（令和 2 年 7 月 3 日制定）

〔1〕本教職大学院の目的

宮城教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）は、多様化・複雑化する子どもの学習・発達のニーズに応え得る高度な専門性を有する幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員を養成することを目的としています。また、地域の教育課題と向き合い、学校や地域における教育の充実・改善に中核的・指導的な役割を果たす優れた教員の養成を目指しています。

〔2〕求める学生像

【現職教員】

学校教育現場での経験を基に、直面する複雑・多様な諸問題に対して、深い関心と明確な課題意識を有するとともに、その解決のための方策の探究に必要な資質と能力、強い意欲、広い視野に立った実行力を有している者

【学部卒業生等】

学習指導・生徒指導に関する基礎的な知識と技能を備え、教員としての基本的な力量を有するとともに、高度な専門性の修得に向けた意欲と課題探究能力とを有している者で、かつ本教職大学院修了後、教職に就くことを強く志向する者

〔3〕入学者選抜の基本方針

【現職教員】

志願者は、現職教員として勤務してきた経験に基づく問題意識や、これまでに行ってきた実践・研究の成果、

入学後の研究計画を「学修・研究計画レポート」としてまとめ、出願時に提出します。入学試験は、出願書類に基づく口述試験により行い、実践に基づく問題意識が十分に形成されているかどうか、問題解決に強い意欲を持っているかどうか、研究計画が具体的で実行可能なものかどうか等を評価します。

【学部卒業生等】

入学試験は、教員になるための基本的な学力と学校教育や教職に関する問題意識を評価するための論述試験、及び「学修・研究計画レポート」を含む出願書類に基づく口述試験により行います。口述試験では、本教職大学院での学修や研究に対する意欲、学修・研究テーマに対する問題意識、教員への志向性が十分であるかどうか等を評価します。

IV 前回評価からの状況・経緯

前回評価は、教職大学院（専門職学位課程）が修士課程と併存しており、修士課程の廃止とその機能を新たな教職大学院に統合する過程で行われた。

令和3年度の新たな教育課程に基づく教職大学院においては、旧教職大学院の教育課程のなかで、学生それぞれの実践研究テーマに応じた教員ユニット制（ユニット長を中心とした専門分野を異にする教員のチーム指導の仕組み）や、学部卒業生等（ストレートマスター）が学校現場で教師として即戦力となるための準備としての教育実習内容などの優れたものを残しつつ、修士課程が備えていた、高度な教科内容及び教材開発・研究、特別支援教育領域における専門性を組み込んだ教育課程を編成した。

学部における教育とのバランスも考慮しつつ、専任教員として、旧教職大学院の担当者のほか、専門領域の指導が可能な教員を、最低限必要な設置数を超えて配置した。さらに、授業担当兼任教員として、修士課程を指導していた教員の専門性を講義ほか積極的に生かす教育課程を編成している。

また、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会との交流人事で、新課程においても引き続き、優れた実践的知見及び研究能力を有する実務家教員を3年間の任期で准教授として採用している。さらに、学校における組織マネジメント及びカリキュラム・マネジメントの経験を豊富に有する公立学校校長経験者を専任教員（特任教員）として配置し、現職教員学生のスクールミドルリーダー、及びスクールリーダーとしての実践的指導力向上を図る体制を作っている。

V 教職大学院の強み、特長

本学教職大学院の強みは、教科のバックグラウンドとなる学問・芸術領域の高度な専門知識と、学校等の研修や校内研究会等の指導・助言を担うなど教育活動に貢献できる経験と実力を有する数多くのスタッフを揃えていることである。また、特別支援領域、学校の管理・運営に関わる理論的・学術的知見を有するスタッフも充実している。

学生一人一人の研究テーマに応じて、専門領域やアプローチの異なる教員が「教員ユニット」としてチーム指導体制をつくり、学生の研究指導、教育実習指導を行っている。教員ユニットについては、専任教員のほか、授業担当兼任教員も教員ユニットのユニット長、副ユニット長、ユニット教員として学生の指導に関われるようにする体制も整え、内部進学した学部卒業生等が学部で指導を受けた教員から引き続き研究及び教育実習の指導を受けることも可能な仕組みを整えた。

そして、令和3年度から実施されている教育課程の最大の特徴は、「学校教育創造・研修校」の仕組みを生かした「学校における実習」である。学生の研究テーマと、各学校がもつ特色と教育課題のマッチングを図った上で、学部卒業生等は原則2年間同じ学校に通い、現場で教師として仕事をする上で必要な経験を積みながら、学校で求められる研究遂行能力、指導力の向上を図る。現職教員学生は1年目に、研究テーマとマッチする現籍校とは別の学校で実習を行い、現籍校の特徴と課題を把握し、2年目は現籍校で研修を継続する。管理職候補となる2年派遣現職教員学生には、特別のプログラムを準備し、2年間の学修成果を派遣元の宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会と共有している。

VI 前回評価の指摘事項の対応状況

(旧) 基準 3-1	指摘事項 新教育課程の教科教育科目では従来の教科・領域専門バックグラウンド科目で得ることができた内容をカバーしきれていないと考えている学生もいるので、より学生が満足できる教科教育科目としてより充実されることを期待したい。
改善等の状況 「専門高度化探究科目」のなかに、旧課程の教科・領域専門バックグラウンド科目の担当者及び教育内容を位置づけた他、各学生の教員ユニットにおける指導に、専任教員に加え、授業担当兼担教員もユニット員、あるいはユニット長・副ユニット長として、学生の指導にその専門性を生かせるような体制を整えている。	
(旧) 基準 3-3	指摘事項 現在のところ、大学教員と学校長の個人的な関係の中で研修校となることを受け入れるケースが少なくなく、さらに研究テーマとの関連付け等も含めて広く呼びかける中で候補校を選定するなどの組織的な取組みに移行していくことを期待する。
改善等の状況 仙台市内では、多様なニーズを抱えた学校や、工業高校・商業高校を研修校としたほか、宮城県では、塩竈市、名取市の中学校を新たに加えるなど、より広域の学校を研修校に加えている。また、それぞれに特色と教育課題をもつ県立高校との連携も進めている。なお、実習校の確保については、東北学校教育共創機構及び大学院教育実習専門委員会が連携し、本学全体の組織体制を通じて行っている。	
(旧) 基準 6-1	指摘事項 実務家教員について、小学校籍だった教員が多く、中学校、高等学校教員を志望する学生が相談を希望しにくいこともあり、今後、多様な教職歴の実務家教員での教員構成を期待したい。また、7人の実務家教員のうち特任、教育委員会からの出向による比較的短期の任用となる教員が5名となっており、教育の継続性という観点からの検討を望むところである。
改善等の状況 仙台市との交流人事協定で派遣される准教授については、中学校籍の教員を確保し、小学校に偏っていた校種のバランスの改善を図った。	
(旧) 基準 6-2	指摘事項 教員構成について、年代構成はかなり改善されているが、性別構成については十分とは言えない状況であり、女性教員の割合を高めるよう計画的な採用人事の取組みが必要である。
改善等の状況 業績等について評価が同程度の場合には女性教員を優先する人事を行うことを意識しつつ、まだ目に見える改善が見込まれてはいない。今後、専任教員の新規人事、あるいは拡充の際に、女性教員の割合を高めることを意識したい。	
(旧) 基準 10-1	指摘事項 宮城教育大学と各教育委員会で取り決めた現職教員学生の派遣や学校教育創造・研修校について、学校単体で声を上げて決定する傾向が見られる。大学、教育委員会、各学校が連動することにより、一層の教育・研究の効果や円滑な派遣が進むよう強固な関係づくりを期待したい。
改善等の状況 教育連携会議などの場で宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に対して学校教育創造・研修校を拠点にした教育実習（「学校における実習」）及び連携の意義の周知に務め、仙台市内の小・中学校及び高等学校、宮城県では塩竈市、名取市、利府町の中学校、県立高等学校を新たに学校教育創造・研修校として確保している。また、現職教員学生の確保については、仙台市教育局教職員課及び校長会、また、宮城県の各教育事務所と管内校長会で現職教員学生の派遣について周知と協力依頼を行っている。また、令和6年度より、学校教育創造・研修校との連絡調整を図ることを目的とした学校連絡協議会を開催し、実習への情報共有と意見交換、また、学校教育創造・研修校間での好事例を共有し合える場を設けている。	

VII 基準ごとの自己評価

基準領域 1 学生の受入れ

基準 1-1

- アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

観点 1-1-1 どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

学生の受け入れについては、下記①～③の3つの履修プログラムを用意している（資料1、p.5）。

①各教科の背景となる学問知識を踏まえて「教科内容学」の研究方法を習得し、高度な教材研究力と教材開発力を身につけるとともに、子どもの認識や発達の実態に即して、授業を不断に改善していくことができる教科指導力を高める「教科探究プログラム」と、②変化が激しい社会で学習や発達に困難を抱える子どもに対応するために、特別な教育ニーズを抱えた子どものケーススタディによる発達・学習支援法を開発できる力や、ICTを駆使した教育を開発しながら子どもを支援できる力を身につける「特別支援・子ども支援プログラム」においては、「現職教員」と「学部卒業生等」の2つの区分を設けており、区分ごとに目指すべき教員像を明示している。

- ①「教科探究プログラム」における「現職教員」は、学習指導要領の目標等の達成のため、学校と社会とのつながりを踏まえたカリキュラム・マネジメント、地域の物的・人的資源やICTを活用した授業展開・授業改善を高度に実践するとともに、校内における中核的な役割を果たす教員として若手教員への助言ができるスクールリーダーとなることを、また、「学部卒業生等」は、学部卒業の段階より更に学問の発展や社会状況の変化に応じてその水準を高め、高度な授業展開や授業改善を実践できる教員となることを目指す。
- ②「特別支援・子ども支援プログラム」における「現職教員」は、多面的・総合的に子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを捉えて常に的確な支援が行えるとともに、校内における中核的な役割を果たす教員として若手教員への助言ができるスクールリーダーとなることを、また、「学部卒業生等」は、多面的・総合的に理解する視点を有し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを理解して的確に支援が行える教員となることを目指す。

上記2つに加え、③学校という組織をマネジメントしていく「学校を支える力」として、地域の教育ニーズを踏まえつつ学校が直面している課題を発見し、教職員間で共有し、協働して解決できるマネジメント力を身につける「学校課題解決マネジメントプログラム」を用意し、1つの区分（「現職教員」）で学生を受け入れており、学校運営及び教育活動の中核的な役割を果たすと同時に、管理職・リーダーとしての資質能力を有する教員となることを目指す履修プログラムとして位置づけている。

なお、有職者等を対象として、2年間の授業料で3年または4年にわたり、計画的に教育課程を履修し修了できる本学独自の「長期履修制度」を設けている（資料2、p.9）。

《必要な資料・データ等》

資料1：教職大学院案内2026（p.5）

資料2：令和7年度履修のしおり（p.9）

観点1-1-2 どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

(1) 入学者選抜の実施組織

本学では、「アドミッションオフィス運営企画委員会」（オフィス長：学務担当副学長、副オフィス長：学部または教職大学院教員）の下に「アドミッションオフィス入試実施部門大学院入学試験実施部会」（部門長：学務担当副学長、部会長：教職大学院専任教員）を置いている。さらに、同部会に、「現職教員入学試験実施班」・「学部卒業生等入学試験実施班」を編成し、教職大学院専任教員全員がいずれかもしくは両者に入試実施委員として加わり、それぞれの入試を担当している（資料3、p.12）。

(2) 入学者選抜方法等の検討プロセス

入学者選抜方法等の検討プロセスについては、1) まず、専任教員で組織するアドミッションオフィス入試実施部門大学院入学試験実施部会において検討を行い、2) 同部会で得られた検討結果をアドミッションオフィスに設置されているアドミッションオフィス運営企画委員会に回付する。3) そして、同委員会で得られた検討結果を原案として教育学研究科教授会で審議しており、教職大学院専任教員だけでなく全学教職員の共通理解の下に入学者選抜が行われる体制を整えている。

(3) 入学者選抜の実施内容と工夫

入学者選抜を行うにあたっては、その細則を定めた「入学者選抜実施要項」に従って実施しており、論述試験・口述試験どちらについても、同要項において、入学者選抜の「目的」「評価方法」「評価の観点・基準」をそれぞれ具体的に定め、適正・公正な選抜を期すことは当然のことながら、次のような工夫を凝らしている（資料3、p.6～10）。

まず、「現職教員」については、事前に「学修・研究計画レポート」の提出を求め、それを基にした口述試験を実施しているが、考査としての意味合いだけではなく、試験担当教員との応答を通じて、学校現場での課題を教職大学院での研究テーマとして追究できるようにするガイダンス的機能をもたせている。加えて、合格決定後の2月には入学前ガイダンスを行い、学校現場での実践と教職大学院での学修との接続をスムーズに行えるよう支援している。また、「学部卒業生等」については、学校教育・教職に関わる基礎的知識を論述試験で把握し、かつ、学修・研究に対する意欲、問題意識と動機、学修や研究が具体的かつ緻密かどうかを口述試験で確かめ、両者の試験の合計点により評価を行っている。特に、2年間を通じて行うことになる「学校における実習」に意欲的に取り組める者であるのかどうかは、教職大学院での学びの要となる要素の一つであり、口述試験に従事する担当教員が適切な人材を選抜できるよう努めている。

そのほか、教員としての資質・能力の高い学部卒業生等を確保するため、8つの協定校の学生を対象とする「協定校特別入試」（資料4）や一定の学業成績を収めるなどした本学学生を対象とする「内部進学者特別入試」（資料5）を実施している。特別入試では、筆記試験を免除し、事前レポートと面接で選抜を行っている。

(4) 受験機会の確保と入試情報の公開

令和4～7年度入試（令和3～6年度実施）の受験機会は基本的にⅠ～Ⅲ期までの3回設けていたが、定員を充足できなかった令和4年度入試と令和7年度入試については追加募集も行い、入学者の確保及び受験機会の確保に努めてきた。また、令和5年度入試（令和4年度実施）以降、教職大学院についての全体説明会を6月と10月の2回に増やし、令和6年度入試（令和5年度実施）からは6月開催だったものを5月に前倒しして開催した。併せて、大学HPへの掲載やパンフレットの配布はもとより、宮城県及び仙台市の各教育委員会や管内教育長会議、管内校長会議等への説明、協定校教職課程担当者への説明を通じて、学生の受け入れに関する情報や入学者選抜に関する情報をいち早く広く公開・周知してきた（資料6）。

上記（１）～（４）の取り組みを通して、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保している。

《必要な資料・データ等》

資料３：令和８年度入学者選抜実施要項（p. 6～10、p. 12）

資料４：令和８年度協定校特別入試学生募集要項

資料５：令和８年度内部進学者特別入試学生募集要項

資料６：令和８年度学生募集要項

観点１－１－３ 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

令和４～７年度入試（令和３～６年度実施）における志願者数・合格者数・入学者数（定員充足率）の状況については、以下の図表１の通りである。

図表１：入試状況

年度	内訳	募集人員	志願者数	合格者数	入学者数（定員充足率）
令和４年度	現職教員	３分の１程度	12	12	12
	学部卒業生等	３分の２程度	38	34	29
	合計	52	50	46	41(78.8%)
令和５年度	現職教員	３分の１程度	17	17	17
	学部卒業生等	３分の２程度	43	37	36
	合計	52	60	54	53(101.9%)
令和６年度	現職教員	３分の１程度	16	14	14
	学部卒業生等	３分の２程度	58	52	50
	合計	52	74	66	64(123.1%)
令和７年度	現職教員	３分の１程度	11	11	11
	学部卒業生等	３分の２程度	57	40	38
	合計	52	68	51	49(94.2%)

（出典：基礎データ１現況票－３より作成）

直近４年間の入試では、令和４年度入試と令和７年度入試において定員を充たすことができなかった。令和４年度入試においては５２人の募集人員に対して志願者数５０人と志願倍率が１．００を下回っており、定員未充足の大きな要因になっていたが、その後、志願者数は５０人→６０人→７４人→６８人と推移しており、令和６～７年度入試にあっては志願者数７０人前後を確保できている。

志願者の多くは「学部卒業生等」であり、定員充足率を上げるにはその数を伸ばすことが重要であるが、令和５年度入試（令和４年度実施）から入学者選抜の説明も含めた教職大学院に関する全体説明会の回数を増やしたり、個別相談会を複数回実施したりした結果、学内の志願者数も令和４年度入試の１６人から、令和５年度入試の

21人、令和6年度入試の37人、令和7年度入試の25人と増加傾向を示している。このほか、学部課程改革を経て令和4年度からスタートした新カリキュラムにおける新入生の必修科目（教育体験初年次演習Ⅰ・Ⅱ）において教職大学院の情報を盛り込んだ内容を提供しており、さらなる内部進学者数の増加が期待される場所である。

全体説明会や個別相談会は協定校も含めた他大学の学生も対象としており、他大学からの志願者も令和4～6年度入試の21～22人から令和7年度入試の32人へと増加している。なお、令和7年度入試においても定員未充足となってしまったが、志願者・受験者自体は確保できており、「学部卒業生等」の受験者55人のうち15人が不合格となったことが原因の一つである。

また、令和4年度入試を実施した令和3年度に、教員採用候補者名簿登録猶予等の特例措置や教育公務員特例法の規定による大学院修学休業制度等を利用して修学する学生を対象とした授業料免除制度を創設しており、学生の経済的負担を減らす支援を行っている。その影響もあってか、令和5・6年度入試（令和4・5年度実施）を受験した「現職教員」のそれぞれ2人が、令和7年度入試（令和6年度実施）を受験した「現職教員」の1人が、「大学院修学休業制度」の利用を希望していた。

《必要な資料・データ等》

基礎データ 1 現況票－3

（基準の達成状況についての自己評価：A）

観点に記述した事項のほか、令和7年度入試（令和6年度実施）より「協定校特別入試」における「推薦書」の様式を変更し「推薦理由」を記す欄を設けたが、これは高度専門職としての教職を目指すに相応しい学生を推薦いただけるようにとの意図に基づく変更であり、より適切な選抜を目指した変更である。

基準領域 2 教育の課程と方法

基準 2-1

- 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

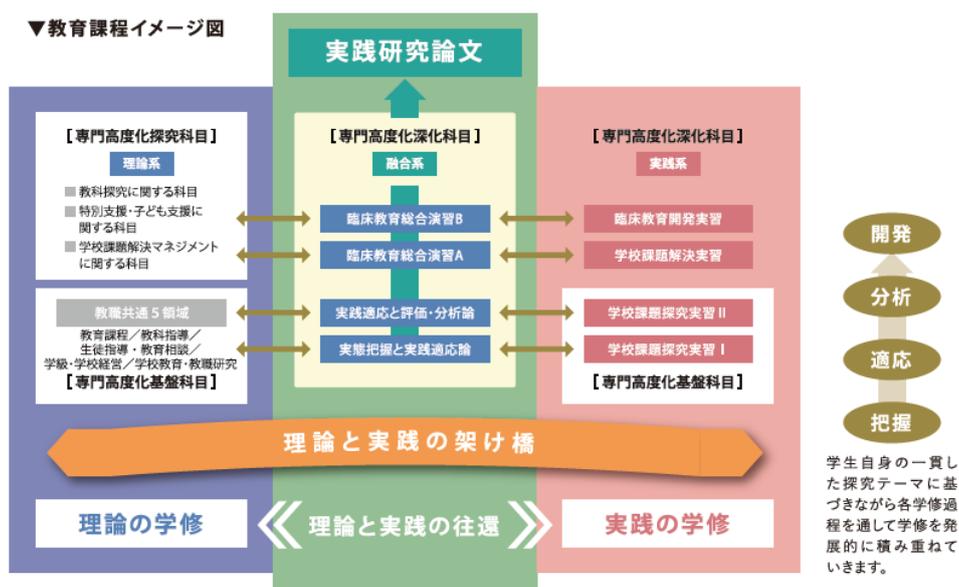
観点 2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

令和3年度から実施されている新課程では、本学教職大学院における「理論と実践の往還」を通じた教職の専門高度化を機能的に実現する教育課程を整備した(図表2参照)。取組の重点は以下の3点である。

- ①「把握」→「適応」→「分析」→「開発」という学修プロセスを通じて、学生一人ひとりの学修の成果が、「理論の学修」と「実践の学修」及び両者の「架け橋」となる学修を通じて、成果物としての「実践研究論文」に結実するよう組織している。
- ②授業科目群を、「専門高度化基盤科目」「専門高度化探究科目」「専門高度化深化科目」で編成し、系統的かつ、理論と実践の学修の往還を図るものとして組織化している。
- ③旧課程における「教科・領域専門バックグラウンド科目」の内容のうち教科専門の向上に資する部分については、「専門高度化探究科目」の中に組み込み、本学教職大学院専任教員と授業担当兼担教員が担当する体制を作っている。教科専門領域、教科教育領域、特別支援教育領域の教員が専任教員として在籍するほか、本学のほぼすべての教員を授業担当兼担教員として、学生の研究テーマに即した指導体制をより充実させている。また、理論と実践との往還・融合をさらに実質化していくことを意図し、実務家教員の雇用(仙台市教育委員会から派遣1名、宮城県教育委員会から派遣2名)に加えて、公立学校校長経験者を特任教員(令和7年度は4名)として配置し、学校現場での教育課題との連動性に配慮した指導体制を構築している。

図表 2 : 教職課程イメージ図



(出典：前掲資料1 教職大学院案内 2026 [p. 6] より抜粋)

《必要な資料・データ等》

前掲資料 1 : 教職大学院案内 2026 (p. 6)

観点 2-1-2 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

カリキュラム全体で「理論と実践の往還」の学修プロセスを保障するのみならず、学修のステップごとにも「理論と実践の往還」を保障するように、科目間の関連性を高めた。

具体的には、教職専門性高度化の前半となる 1 年次では、主に、理論の学修としての「共通 5 領域」科目と、実践の学修としての「学校課題探究実習 I・II」をともに「専門高度化基盤科目」として位置づけている。1 年次の後半には「専門高度化深化科目」のうち、「実践系」の「学校課題解決実習」に取り組む。以上の「理論の学修」と「実践の学修」を、「融合系」科目である「実態把握と実践適応論」「実践適応と評価・分析論」によって架橋する。

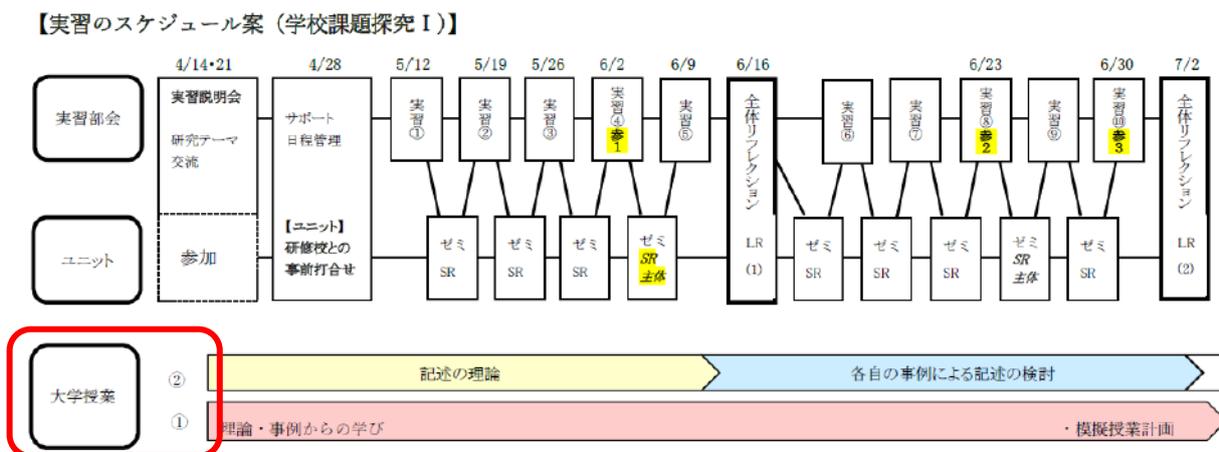
専門性高度化の後半となる 2 年次では、主に、理論の学修としての「専門高度化探究科目（教科探究科目、特別支援・子ども支援科目、学校課題解決マネジメント科目）」と、実践の学修としての「臨床教育開発実習」を、「融合系」科目である「臨床教育総合演習 A・B」によって架橋する。

実践的指導力融合科目（「実態把握と実践適応論」「実践適応と評価分析論」及び「臨床教育総合演習」）では、学生がゼミナール形式で、教員ユニットによる指導のもとに、それぞれのテーマに基づく研究の過程で実施した調査・試行等によって得られた知見や、学校等における実践研究で得られた成果と課題について発表、討議している。この講義では、研究者教員と教育現場の経験が深い実務家教員とのチーム指導が行なわれるほか、現職教員学生と学部卒業生等学生が相互に学び合う機会も提供される。

さらに、「実態把握と実践適応論」「実践適応と評価分析論」の一環として 1 年次中間、1 年次最終、2 年次中間、2 年次最終と、半年に 1 回の割合で、教職大学院学生と教員が全員集まってそれぞれの研究の進捗状況を発表・議論する「研究成果報告会」を開催している。

共通科目、専門科目、実習科目と学生一人一人の研究を関連させる工夫として、実習と実践的指導科目（ゼミ）の連携だけでなく、「共通 5 領域」科目及び「専門科目」において、実習の観察・記録や実習における実践の省察に資する実践的な授業内容を実施している。具体例として、「共通 5 領域」科目である「教育における臨床の学の創造」（大学授業①）では、本学教職大学院における実践研究の理念的基盤となる林竹二の哲学から「子どもを見る」ことの重要性を示唆し、授業後半の模擬授業において学生が教師役と子ども役に分かれ、特に子ども役の学生が模擬授業内で経験した感情や視点から学ぶリフレクションを実践している。また、「専門高度化探究科目」の「教育実践記録と授業分析論」（大学授業②）では、実習における観察と記録の方法論を示したうえで、学生が各自の実習記録を持ち寄り、エピソード記述を作成して相互に読み合うことで、一事例の記述から実践の省察及び分析・考察の質を高める回を設けている（次ページ図表 3 参照）。

図表 3：実習と教員ユニットによる指導との関連性を表した図



(出典：資料 7 R4 教職大学院 FD 研修会資料〔p. 1〕より抜粋)

《必要な資料・データ等》

資料 7：R4 教職大学院 FD 研修会資料（抜粋）(p. 1)

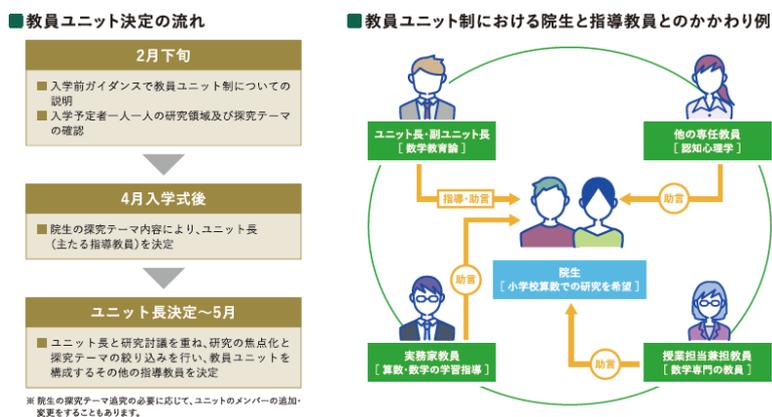
資料 8：令和 6 年度実践研究論文（現職教員学生 1 名・学部卒業生等学生 1 名・抜粋）

観点 2-1-3 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないため
どのような方策をとっているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

「教員ユニット」を通じた学生の研究テーマ指導体制をとっている。「実践的指導力融合科目」及び「学校における実習」の指導は、「教員ユニット」と名づけた教員の集団を単位として行う。学生一人一人の研究テーマに応じて、教員ユニットが構成される。教員ユニットは専任教員を中心に構成されるが、必要に応じてユニット長、副ユニット長及びユニット構成員に授業担当兼担教員が就任するなど、学生の自主性を生かしつつ、多方面に広がる学校の研究課題を追究するに適した指導体制が組織されている。このような教員ユニット制により、図表 4 に示したように、学生の研究テーマである教科あるいは学級経営といった特定の専門領域の教員のみでなく、認知心理学や実務経験のある実務家教員の指導を受けることができ、特定の専門領域に限定されない幅広い知見をもとに実践的な研究を行うことができる（図表 4）。

図表 4：「教員ユニット」を通じた学生の指導体制



(出典：前掲資料 1 教職大学院案内 2026〔p. 16〕より抜粋)

ユニットはプログラムを超えて、例えば特別支援・子ども支援プログラム担当の教員と教科探究プログラム担当の教員が、一人の学生のユニットを構成することも可能である。なお、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、令和4年度以降は2月下旬の入学前ガイダンスを一部オンデマンドで行っているが、より適切な実施形態及び内容を検討中である。

さらに2年間を通じて年間2回の中間発表会・研究成果報告会は、研究の進展状況を教職大学院専任教員全体で把握、指導する機会となっている。発表会・報告会では学生をプログラムの異なるメンバーで構成された4グループに分けて実施しているため、ユニットにとどまることなく、多角的な指導及び学生同士の意見交流の実現に寄与している（資料9、資料10）。

《必要な資料・データ等》

前掲資料1：教職大学院案内 2026（p.16）

資料9：2024年度宮城教育大学教職大学院2年次研究成果最終報告会進行予定表

資料10：2024年度宮城教育大学教職大学院1年次成果報告会進行予定表

（基準の達成状況についての自己評価：A）

教職大学院における学生の研究指導はチーム指導が基本であるが、本学では、旧課程より学生一人一人の研究テーマに即したきめ細やかな指導体制として教員ユニット制を設け、ユニット長を中心に、学生のテーマに応じてユニット構成を検討し、専任教員、授業担当兼担教員が密接に連携して指導に当たる体制を構築していることで、旧修士課程の機能を現在の教職大学院に統合することにより教員ユニット制の一層の充実を図っている。

基準2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

観点2-2-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

教職大学院の各科目は、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）に沿って開講される（自己評価書 p. 3～4 III 教職大学院の3つのポリシー参照）。

カリキュラムは、「専門高度化基盤科目」、「専門高度化探究科目」、「専門高度化深化科目」の3つの科目群から構成されており、共通専門科目としての「専門高度化基盤科目」での学修を基盤としながら、その上に「専門高度化探究科目」においてそれぞれのプログラムに対応した特色ある授業科目を履修する。また、その学修の過程においては、常に「理論と実践との往還」を基本とする「把握」、「適応」、「分析」、「開発」の段階的学修を進め、それらの学修と併行しながら「専門高度化深化科目」を履修する。

各授業科目群の構成は、専門高度化基盤科目（24単位）、専門高度化探究科目（8単位以上）、専門高度化深化科目（14単位）である。専門高度化基盤科目では、本学教職大学院で体系的に育成すべき資質としての知識・技能を修得するとともに、学校現場の中核的・指導的な教員として、所属する学校のみならず広く地域全体の教育力の組織的な改善・充実に活用できる資質の育成を目指す。例えば授業「学びの地図と資質・能力」では、教育

課程における評価の健全な PDCA サイクルを成立するために必要な評価課題の設定について、学習者を実現すべき知識構造や深い学びについて押さえつつ、受講者が実際に協同でパフォーマンス課題を作成し、模擬授業を含んだ報告を行い相互に検証する（前掲資料 2、p. 32～33）。

専門高度化探究科目では、選択したプログラムの趣旨・目的等に対応する講義・演習・実習で科目群を構成している。入学時に学生が自らの達成目標として設定する「実践研究テーマ」に関連する科目を履修することにより、知識・技能と実践力の質的向上を目指す。例えば教科探究プログラムの選択科目である「教育における臨床の知」では、本学で 40 年以上にわたって脈々と蓄積されてきた林竹二及び斎藤喜博をはじめとする教育哲学・実践の記録の財産を学ぶとともに、受講生が自ら子どもの学習の道筋に即して学問・芸術の魅力を味わわせる教科指導を考案・検討し、教科の探究的な学びを実践する資質を育成している。特別支援・子ども支援プログラムの選択科目である「不登校・学校不適応状況と学校教育」においては、小・中・高等学校・特別支援学校等における不登校・学校不適応状況についての具体的実践例を踏まえて理論的考察を行うとともに、各種専門機関との連携・協働等についてのケーススタディを行っている。学校課題解決プログラムの選択科目「学校安全と防災教育」においては、地域の災害履歴の調査等を行い、学校と地域の防災の在り方について省察し、学校安全マニュアル等の見直しに活かす課題に取り組んでいる（前掲資料 2、p. 35～40）。

専門高度化深化科目では、教職専門と教科専門・教科教育専門、理論と実践の「架橋」となる、演習を中心とした「実践的指導力融合科目」（8 単位）と「学校における実習（臨床実践）」（6 単位）で構成している。例えば「実践的指導力融合科目」の「臨床教育総合演習 A」（2 年次前期履修）では、学生がこれまでの実習及び演習を通じて把握した自己の研究テーマに関する教育課題を実践のデザインに活かし、様々な領域の知見を有する複数のユニット教員の支援を得て実践の評価、分析を行い、その成果を 2 年次中間報告としてまとめている。

全プログラム共通の必修科目である「専門高度化基盤科目」を履修したうえで、各プログラムに対応した特色を持つ「専門高度化探究科目」と「専門高度化深化科目」を組み合わせることで履修することにより「理論と実践の往還」を積み重ねて、教職としての総合的な力量形成を目指す。

シラバス項目は、「授業科目名」「担当教員名」「授業の目的」「授業の概要」「学習の到達目標」「授業内容」「教科書・参考書」「評価の観点・方法」「成績の評価（標準的な到達水準）」である（基礎データ 4 シラバス参照）。シラバスについては、学生が計画的に履修を行ない、学修の到達度と課題を自ら確認できるようにするために、以下の点を明示し、説明している。

- ①「授業の目的」欄に、各科目が「授業構成・教科指導」「児童・生徒の理解・支援」「学級経営・学校づくり」の 3 つの資質・能力のうちどれに重点を置くものかを明示した。
- ②「学習の到達目標」「評価の観点・方法」「成績の評価」の記載をより連動的なものにした。特に、「評価の観点」をもとに、「成績の評価」欄では観点を具体化した評価規準のかたちで、何ができれば「標準的な到達水準（評価 B）」に到達できるのかを示した。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 2：令和 7 年度履修のしおり（p. 32～33、p. 35～40）

基礎データ 4 シラバス

観点 2-2-2 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

実務家教員のうち3名は、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会の両教育長あてに専任教員（准教授）としての派遣依頼を行い採用（任期3年）した教員である。研究者教員等とのチームティーチングで授業を組織することにより、理論的な知見と実践的な知見を融合した指導を行なっている。例えば、専門高度化基盤科目の授業「社会に開かれた教育課程と授業開発」では、教育社会学が専門の教員、教育方法学が専門の教員、実務家教員がチームティーチングで授業を行い、教育課程及び学校地域協働活動の理論的背景と実際の事例を学んだ上で、受講生が「社会に開かれた教育課程」を実現する授業開発を行い、グループで検討し合っている。この過程で、受講生は相互に異なる校種・教科・経験を活かした多様な「社会に開かれた」授業案を検討し合うことができ、それらに対する研究者教員及び実務家教員からのフィードバックを得ることもできる。また、専門高度化探究科目の授業「教育実践記録と授業分析論」では、実践史を専門とする研究者教員が本学の財産である林竹二及び斎藤喜博らの歴史的な実践記録の意義を示し、授業分析を専門とする研究者教員がそれらの実践記録を用いて授業の観察の視点及び実践記録の分析方法を示し、実務家教員が学校現場における記録の実際とそれらの意義について示している。これらの知見を踏まえ、受講生は自らの実践を「エピソード記述」として記述してグループで読み合い、自らの実践の記録から省察する方法と意義を学んでいる（前掲資料2、p. 35～40）。

現職教員学生は2年次には現籍校に戻っての学修となる。2年次にも十分な学修を保证するよう、月に1回程度の頻度で大学での指導を受けられるよう、現籍校のみならず、教育連携会議等の場も通じて宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に協力を要請している（資料11、資料12）。月1回程度の「実践的指導力融合科目」では、2年次の学校における実習である「臨床教育開発実習」において自ら立案・実施した教育実践の分析を検討し、その成果を実践研究論文にまとめている。

《必要な資料・データ等》

前掲資料2：令和7年度履修のしおり（p. 35～40）

資料11：現職教員学生の2年次学修に関する現籍校への説明資料

資料12：令和4～6年度教育連携会議議事要録

観点2-2-3 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学教職大学院に対する教職専門性高度化ニーズを踏まえ、学生それぞれの実践研究テーマに応じた履修型としての3つのプログラムを設定した。学生は、それぞれの実践研究テーマに応じて、「専門高度化探究科目」必修8単位分を「教科探究科目」「特別支援・子ども支援科目」「学校課題解決マネジメント科目」のなかから選択する。どの科目群から8単位分を選択したかによって、「教科探究プログラム」「特別支援・子ども支援プログラム」「学校課題解決マネジメントプログラム」のいずれを履修するかが決まる（前掲資料2、p. 15～20）。

全プログラム共通の必修科目である「専門高度化基盤科目」を履修したうえで、各プログラムに対応した特色を持つ「専門高度化探究科目」と「専門高度化深化科目」を組み合わせることで履修することにより「理論と実践の往還」を積み重ねて、教職としての総合的な力量形成を目指す。

また、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会や教育現場のニーズも踏まえ、学校課題解決マネジメントプログラムの履修対象は現職教員学生のみとし、学部卒業生等学生については、教科の指導力や特別支援・子ども支援に関する専門性を高めることに重点を置く教育課程とした（前掲資料1、p. 8～10）。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 2 : 令和 7 年度履修のしおり (p. 15~20)

前掲資料 1 : 教職大学院案内 2026 (p. 8~10)

観点 2-2-4 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Google Classroom を導入し、各科目担当教員は Google Classroom で授業資料の提示等を行い、Google Meet 及び Zoom を活用し、オンデマンド教材の作成またはオンライン授業により授業を行った。各教員は随時受講生からのコメントを収集するなどして、オンデマンド及びオンラインによる学修の効果と改善点を把握し、対応してきた(資料 13、p. 53~72)。感染拡大防止のための制限解除後も、引き続き適宜オンラインやオンデマンドを活用し、補足動画の作成や自宅療養中の学生への対応など、効率的かつ柔軟な授業運営を行っている。県内の遠隔地で勤務する 2 年次現職教員学生への指導においても、Google Meet を活用している。

令和 2 年度以降は、教職大学院中間発表会及び成果報告会をオンラインで実施したことにより、現職教員学生の現籍校及び教育委員会、遠方からの参加が可能になった。一方で学生相互のより自由な議論が制限される課題もあったため、令和 5 年度からは中間報告会を対面で実施している(資料 14)。1 年次及び 2 年次の成果報告会についてはオンラインとし、引き続き学外の参加機会を確保している。報告会参加者同士の活発な議論を保障することと、成果を広く学外に還元することの両立のため、引き続き対面とオンラインの併用方法を検討中である。

なお、システムに慣れていない学生のフォローを行い、オンライン形式で実施している 1 年次、2 年次の研究成果報告会は、回線トラブルなどに対応できるよう、報告会の事務運営と司会進行を教員で分担し、学生が不安なく発表に専念できる環境を整えている(資料 15)。

授業以外にも、教員と学生の意見交換会においてもこれまで 2 年次の現職教員学生の参加が難しかったため、令和 6 年度よりオンライン回を設けることにより、2 年次現職教員学生の参加可能な機会を創出した(資料 16)。

《必要な資料・データ等》

資料 13 : 教職大学院紀要 (第 2 号) (p. 53~72)

資料 14 : 令和 6 年度 (1 年次・2 年次) 研究成果中間発表会実施要項

資料 15 : 令和 6 年度 (1 年次・2 年次) 研究成果報告会実施要項

資料 16 : 令和 6 年度意見交換会 要項

(基準の達成状況についての自己評価 : A)

基準 2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

観点 2-3-1 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本学教職大学院のカリキュラムの特徴である「理論と実践の往還」のうち、実践的な教育研究を推進するために、「学校における実習」を設けている。1年次の第1期（5～7月）に「学校課題探究実習Ⅰ」、第2期（8～10月）に「学校課題探究実習Ⅱ」、1年次の第3期（学部卒業生等学生：11～1月、現職教員学生：10～1月）に「学校課題解決実習」、2年次（4～1月）に「臨床教育開発実習」を実施している（前掲資料2、p. 5）。

「学校課題探究実習Ⅰ」（基礎実践）では、各自が探究するテーマに即して、学習指導及び生活指導をめぐる課題や子供の実態等を把握する。「学校課題探究実習Ⅱ」（基礎実践）では、実習校での授業実践等を通して、理論系の授業科目で修得した内容等と関連付けながら省察し、自らの実践研究テーマに関わり、授業、学級経営、児童・生徒支援をどのように立案・実施すべきか自己の教育課題を見出すことを目的としている（前掲資料2、p. 7）。

「学校課題解決実習」（臨床実践）では、自ら立案・実施した学習指導等の成果を分析し、各自の取り組む課題を明確にするとともに、教育的な意義や可能性について、他者との協働活動を通して考察する。その上で、現職教員学生は、ミドルリーダー教員として、当該実習を通して、他の教員に対して助言できる資質・能力を身につけることを目的とする。「臨床教育開発実習／臨床教育開発実習（特別支援）」（臨床実践）では、これまでの学校における実習及び理論系・融合系科目で修得した内容等と関連づけながら、自ら立案・実施した教育実践の分析を通して得られた知見と課題に基づき、学校・地域の教育課題を視野に入れた教育実践をデザインし、指導力を深化させる。さらに、現職教員学生は、ミドルリーダー教員として、他の教員との協働による学校・地域の臨床実践と研究を進める資質・能力を身につけることを目的としている（前掲資料2 [p. 7]、資料18）。

「学校における実習」の実施時期は原則として毎週水曜日とし、長期的な学校課題解決への取組を実施し、また理論と実践の往還を継続的に行う実習を構築するとともに、教職大学院の他の科目と時間割上の重なりがないようにした（資料17、p. 4）。

実習は、宮城教育大学附属学校園または宮城教育大学学校教育創造・研修校において実施している。また、現職教員学生（2年派遣を除く）は、2年次の実習を現籍校等で行っている（資料17、p. 5）。

以上のとおり、理論系の諸授業科目との連動を常に意識しながら「把握」→「適応」→「分析」→「開発」の一貫した学修過程により、理論の深化と実践の高度化を図っている（前掲資料2、p. 5）。

《必要な資料・データ等》

前掲資料2：令和7年度履修のしおり（p. 5、p. 7）

資料17：令和7年度実習のしおり（p. 4、p. 5）

資料18：令和6年度臨床教育開発実習報告書及び実習記録（抜粋）（現職教員学生（修了生））

観点2-3-2 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校（実習校）等をどのように確保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

「学校における実習」のための連携協力校（実習校）の確保にあたっては、各教育委員会の了解を得た上で、各学校を「学校教育創造・研修校」として委嘱し、「学校教育創造・研修校」を中心に、実習の実施に協力していただいている（次ページ図表5参照）。

図表 5：本学教職大学院の学校教育創造・研修校の学校数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼稚園	0	0	0	0	0
小学校	6	13	13	15	18
中学校	3	10	13	17	19
高等学校	2	2	2	4	12
中高一貫校	0	1	1	1	1
計	11	26	29	37	50

(出典：資料 19 令和3～7年度 学校教育創造・研修校一覧より作成)

なお、本学の附属学校園（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（各1校））においても実習を行っているが、上表には算入していない。現職教員学生が2年次に現籍校に戻って勤務しつつ学修を行う場合には、現籍校を実習校として臨床教育開発実習を行う。

教職大学院実習専門委員会が、実習校意向調査への回答をもとに学生に対する個別ヒアリングを実施し、学校教育創造・研修校の状況等も踏まえ、最適な学修が可能であると判断した学校教育創造・研修校への配当を行っている。近年では、中学校、高等学校での実習を希望する学生が増加していることを踏まえて、中学校、高等学校の学校教育創造・研修校の確保に力を入れている。

《必要な資料・データ等》

資料 19：令和3～7年度 学校教育創造・研修校一覧

観点 2-3-3 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

各年度の最初の実習（1年次は学部卒業生等学生の「学校課題探究実習Ⅰ」、現職教員学生の「学校課題解決実習」、2年次は「臨床教育開発実習」）の開始時に実習校での打ち合わせを実施し、実習校教員、学生、ユニット長代表で、研究テーマ及び計画の説明、実習計画等について確認している。また、実習期間中、複数回実習を参観し、学生の実習状況を把握している。学生に対する省察の機会としては、大学において、参観時の記録や学生の「実習計画」「実習記録」等の提出物をもとに、実習の省察を指導している（前掲資料 17 [p. 6]、前掲資料 11）。

また、全体として実施するガイダンスを、1年次学生全員を対象として4月に2回、それに加えて現職教員学生に対しては「学校課題解決実習」の直前にも実施している。さらに、実習校、学校種、専門性の異なる学生や教員との交流による、ユニット指導での振り返りとは異なる学びを期待して、各期実習の中間時、終了時を中心に、学部卒業生等学生では計4回、現職教員学生では計2回フレクシオンを実施し、それぞれの学生が実習から得た学びを共有することで、研究や実習について考察し改善するための視点を獲得の機会を設けている（前掲資料 17、p. 7～8）。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 17：令和7年度実習のしおり（p. 6、p. 7～8）

前掲資料 11：現職教員学生の 2 年次学修に関する現籍校への説明資料

観点 2-3-4 現職教員学生の實習は、現籍校あるいは現籍校以外での實習に限らず、實習の目的を達成するために、どのような手立てをとっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

2 年次に現籍校に戻って實習を行う現職教員学生に対しては、1 年次の 3 月にユニット長が現職教員学生と共に現籍校を訪問し、2 年次の学修全般についての打ち合わせをしている（前掲資料 11、資料 20）。その上で、新年度、日常の勤務に埋没せずに研究を進めるため、「理論と実践の往還」の中核となる「臨床教育開発實習」を円滑に実施する計画を立てている。現籍校校長の人事異動など、学校の状況に応じて新年度に改めてユニット長が現職教員学生の現籍校を訪問し、再度説明を行うこととしている。

なお、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会から 2 年間派遣される現職教員学生については、学修を終えたのち管理職として勤務することが予定されているため、2 年次の「臨床教育開発實習」において特別なプログラムを組み、管理職として必要な資質・能力を、宮城県・仙台市教育委員会が求める管理職の資質・能力に即しながら、研究者教員と、校長等学校管理・運営に関わった経験を有する特任教授でチームを組み、指導にあたっている（資料 21、資料 22、前掲資料 18）。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 11：現職教員学生の 2 年次学修に関する現籍校への説明資料

資料 20：現職教員学生の 2 年次学修に関する現籍校への依頼文

資料 21：臨床教育開発實習（現職 2 年派遣向け）のねらいと計画

資料 22：令和 6 年度 2 年次臨床教育開発實習報告書（現職教員学生（修了生）・抜粋）

前掲資料 18：令和 6 年度臨床教育開発實習報告書及び實習記録（抜粋）（現職教員学生（修了生））

観点 2-3-5 實習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学教職大学院は、現職教員学生に限って「学校課題探究實習 I・II」（各 2 単位）の履修を免除できる。實習の免除の実務は、高度教職実践専攻運営委員会に置かれた「単位免除審査部会」が所掌する。教員として実務経験を有する者（現職教員学生）のうち、学校における實習（基礎実践）の単位免除を申請した者について、「宮城教育大学大学院教育学研究科実習科目の単位免除に関する取扱要項」（資料 23）に基づき審査を行い、免除の可否を審査している。

「学校における實習（基礎実践）免除申請書」、自らの研究テーマに即した授業動画の指導案（略案でも可）、自らの研究テーマに即した授業動画を提出した申請者に対し、面接を通じた「授業動画による審査、口頭試問及び書類審査による評価」を実施している。各審査員は、申請者が「学校課題探究實習 I・II」の到達目標に定める課題の把握及び実践が行われているかを確認し、複数の評価者で共通の基準のもとに評価をする（資料 24）。評価結果は「単位免除審査部会」が集約して、高度教職実践専攻運営委員会会議、学務専門委員会及び研究科教授会において審議を行い、決定する。

《必要な資料・データ等》

資料 23：宮城教育大学大学院教育学研究科実習科目の単位免除に関する取扱要項

資料 24：令和 7 年度学校における実習（基礎実践）単位免除審査 評価シート

（基準の達成状況についての自己評価：A）

学校における実習を通じて、学生は自身が有する教科指導や生徒指導、学校経営、学級経営等の課題や問題をテーマ化し、学校の全般の活動について体験的に学修する。そのうえで、自らの教職大学院での研究への問題意識を明確化し、自ら解決策を企画・立案し、実習校において解決策を実証的に探究するという、高度かつ専門的な実務実習に取り組んでいる。現職教員学生は、自らの研究と学習の成果を現籍校さらには地域に還元することにより、現籍校と地域の教育活動の活性化に寄与している。

2 年次には、2 年派遣学生を除く現職教員学生は現籍校で勤務しつつ実習を行う。その際、現籍校での学修が保証されるよう、1 年次の終わりにユニット長が現籍校を訪問して学修環境への配慮を校長に依頼している。

実習校の受け入れ体制の強化として、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会の了解を得た上で、各学校を「学校教育創造・研修校」として委嘱している。教職大学院専任教員が、実習校担当教員と連携して指導を行う「学校における実習」について、各実習校で原則として年間を通じた学生の受け入れ体制の仕組みを作り、運用している。

以上のことから、教職大学院にふさわしい実習を設定し、適切な指導を行っていると考えられ、基準を十分に満たしていると判断する。

基準 2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

観点 2-4-1 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

[観点到係る取組・改善等の状況]

「専門高度化基盤科目」（共通 5 領域）及び「専門高度化探究科目」（教科探究科目）では、シラバス（基礎データ 4 シラバス参照）に記された到達目標と評価の観点、及び評価方法に従って各授業の評価を行っている。実践的指導力融合科目である「実態把握と実践適応論」「実践適応と評価分析論」「臨床教育総合演習 A・B」は、学生が 2 年間行う研究と関連の深いものであり、学生それぞれの研究テーマに即した指導を行っている。その授業の大枠は、教員間の共通理解の上に作成し、シラバスに示している。

評価段階について、S は「きわめて優秀な水準に達している」、A は「優れた水準に達している」、B は「ねらい通りの水準に達している」、C は「合格に足る水準に達している」を意味することを履修のしおりに示している（前掲資料 2、p. 11）。評価にあたっては、十分な水準に達している場合は B 評価とし、A 評価は優れたと判断される場合に行うようにしている。各科目では、科目の目的と到達目標に応じ、S から D までの基準を詳述し、示している。

「実践適応と評価・分析論 A・B」及び「学校における実習」科目について S・C・D の評価を行う場合は、ユニット長が特記事項を付すようにした（前掲資料 17、p. 6）。

シラバスは学外からでも閲覧可能であり、「履修のしおり」や「実習のしおり」は各学生に配付され、成績評価については新入生オリエンテーション・ガイダンス等においても周知されている。

《必要な資料・データ等》

基礎データ 4 シラバス

前掲資料 2：令和 7 年度履修のしおり (p. 11)

前掲資料 17：令和 7 年度実習のしおり (p. 6)

観点 2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

成績評価等について、学生からの異議申し立ては現行課程になってから例はないが、異議があった場合は学務部会で検討し、必要に応じて授業の担当者と学生との意見調整等を行い、全学的な組織である学務専門委員会に附議して成績評価を審議することになる。

なお、履修登録のミスを防ぐため、登録時にユニット長に適宜確認を求め、登録確認期間中に確実に履修登録がなされているか確認するよう、オリエンテーション・ガイダンス等の機会を通じて周知するとともに、ユニット長から学生に指導している。

《必要な資料・データ等》

特になし

観点 2-4-3 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

評価は、シラバスに示された評価の観点及び評価の方法に従い、基本的には授業担当者が行う。ほとんどの授業は複数教員が担当する授業であり、担当者間での協議を経て評価している。なお、学生の 1 年次の学修の総括としての意味合いもある「実態把握と実践適応論」「実践適応と評価・分析論」、2 年間の学修の集大成である「臨床教育総合演習 A・B」、 「学校における実習」科目の成績評価については、以下の流れで行い、このことを学生にも周知している。

理論的な学修と実践的な学修を橋渡しし、1 年次の学修成果の集大成に位置づく「実態把握と実践適応論」「実践適応と評価・分析論」、2 年間の学修の集大成である「臨床教育総合演習 A・B」の成績は、ユニット長が学務部会に評定案を提出し、学務部会での審議を経て高度教職実践専攻運営委員会会議に附議し、全学的な組織である学務専門委員会において最終的な審議・決定を行っている(資料 25、資料 26)。また、「学校における実習」科目の評価は、ユニット長が作成した評価案を大学院実習専門委員会で審議・決定している。

修了判定については、各学生が 2 年間(長期履修制度を活用した学生は 3 年間または 4 年間)で修得した単位数をもとに学務部会での審議を経て高度教職実践専攻運営委員会会議に附議し、学務専門委員会、研究科教授会で最終的な審議・決定を行っている。中核科目である「実践的指導力融合科目」の近年の成績の分布については、次ページ図表 6 を参照されたい。

図表 6：令和 5 年度入学者の「実践的指導力融合科目」における成績分布

講義名	S	A	B	C	D	n
令和 5 年度前期 「実態把握と実践適応論」	1 1.9%	18 34.0%	31 58.4%	2 3.8%	1 1.9%	53 100%
令和 5 年度後期 「実践適応と評価・分析論」	0 0%	32 61.6%	19 36.5%	0 0%	1 1.9%	52 100%
令和 6 年度前期 「臨床教育総合演習 A」	6 11.8%	22 43.1%	23 45.1%	0 0%	0 0%	51 100%
令和 6 年度後期 「臨床教育総合演習 B」	9 17.6%	28 54.9%	14 27.5%	0 0%	0 0%	51 100%

(出典：教職大学院学務部会会議資料より作成)

S、A、B、C、Dは、評価の高いものから順に並べた評価である。前期より後期にAの分布が多くなり、Sの分布も初年度を除き後期に増加している。Dは、不合格となるが、各年度とも休学となった1名のみであった。評価基準に基づくとともに、各ユニット長が学生の研究成果の伸びを把握し、適正に評価していることが伺える。nは令和5年度入学者のうちの、各区分の受講生人数である。

さらに、実践的指導力融合科目以外の科目についても、高度教職実践専攻運営委員会会議および同会議構成員を対象にしたFDを通じて、成績評価の妥当性について相互確認する機会も設けている。

なお、各科目の評価基準については、各年度に各科目の講義担当者で確認し、必要があれば講義シラバスの修正を行うことにしている。教職大学院全体で科目の評価基準等を見直す場合は、学務部会で検討方針や検討案を策定し、そのうえで高度教職実践専攻運営委員会会議にて審議・決定することになる。

《必要な資料・データ等》

資料 25：令和 6 年度臨床教育総合演習 B 成績評価原案報告書

資料 26：令和 6 年度大学院 実践的指導力融合科目の成績報告についての依頼文

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準領域 3 学習成果

基準 3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果があがっていること。

観点 3-1-1 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に生かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

令和3年度入学生からは、学習プロセスとしての「把握」→「適応」→「分析」→「開発」という4段階で「実践研究論文」というゴールに到達することを軸にした教育課程の中で、複数の教員のチームである「教員ユニット」を中心に学生への学習支援を行いつつ、ユニットとして継続的に学習成果を把握・共有する体制をとっている。指導の包括的な責任者であるユニット長とユニット構成員となった他の教員とが協働することで、学習成果を複数の視点からきめ細かく把握・共有し、指導の改善に生かしている。また、学期ごとに中間報告会・成果報告会を開催し、2年間で計4回、教職大学院全体として学習成果を把握・共有している。さらに、学習成果のまとめについて、従前は「リサーチペーパー」及び「教材ミュージアム」として集約してきた（資料27、資料28）ものを、令和3年度入学生からは「実践研究論文」に改め、Googleドライブで教職員と学生で共有するとともに、宮城教育大学機関リポジトリへの登録や教職大学院紀要への投稿により学習成果を広く公開し、把握・共有できる体制を整えている（資料29）。

各学生がディプロマ・ポリシーに基づく自己評価を行い、学びの履歴を可視化することができるよう、1年次生・2年次生全員を対象に、前期終了時と後期終了時の2回、「学びの充実のためのアンケート」を任意で実施している。アンケートの意義についての理解が学生にも浸透し、アンケート回答率は令和3年度前期では63.9%（86名中55名）であったが、令和6年度では前期100%（116名中116名）、後期99.1%（116名中115名）と大幅に向上している。令和6年度では、ディプロマ・ポリシーが示す資質能力の向上度（0～10の11段階評定）を6～10と回答した割合が前期76.7%、後期87.5%、「理論と実践の往還」の手がかりとなる学び・活動があったと回答した割合が前期84.5%、後期87.5%、資質能力の伸長において学びが「充実していた」と回答した割合が前期86.2%、後期91.1%であった（資料30）。これらの結果を取りまとめ、教職員と学生に周知している。

また、「学びの充実のためのアンケート」の結果を踏まえつつ資質能力の伸長に関する意見交換を行い、今後の学修をより良いものにしていく展望を持つとともに、教職大学院の学びの特徴である「理論と実践の往還」についてカリキュラムの改善と充実ならびに環境整備を検討する手がかりとすることを目的として、前期終了時と後期終了時の2回、学生と教職員との意見交換会を実施している（前掲資料16）。学生と教職員でグループを構成し、各グループにおける話し合いの結果をGoogleスライドにまとめ、全学生・教職員で共有している。

さらに、「学びの充実のためのアンケート」と意見交換会の結果を踏まえた上で、中長期的にあるいは比較的短期間のうちに対応すべき課題について教職員からGoogleフォーム等で意見を募り、その意見を質保証点検・FD部会が取りまとめ各部会に周知し、高度教職実践専攻運営委員会会議において協議し適宜改善を図るとともに、協議の結果を学生にも周知している（資料31）。

《必要な資料・データ等》

資料27：令和3年度リサーチペーパー

資料28：令和3年度教材ミュージアム

資料29：令和6年度実践研究論文

資料 30：令和 6 年度（前期・後期）「学びの充実のためのアンケート」結果

前掲資料 16：令和 6 年度意見交換会 要項

資料 31：令和 6 年度（前期・後期）意見交換会における意見等への対応について

観点 3-1-2 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教員等就職状況の結果（図表 7）と学生の学習成果の関連性については、学生生活部会が分析を行い、その結果を教職大学院の FD 研修会（資料 33）において共有し、改善に向けた協議を行っている。例えば、令和 6 年度は 7 月 24 日開催の第 1 回 FD 研修会において「教員採用試験第 2 次選考に向けて」をテーマとして、学生生活部会の令和 5 年度の教員採用試験の合否状況に関する分析データをもとに協議を行っている（資料 34）。

令和 5 年度から、学生生活部会と本学就職支援室（キャリアサポートセンター）による進路集会を実施しており、ここ数年の教員採用試験の受験や合格の状況について、令和 5 年度前半からの進路集会による動機付けの効果が出てきているものと考察された。今後の対応として、面接指導の充実が必要であり、2 次試験時期が早まっていることから 8 月上旬までには面接などの対策を概ね完了させる方針を確認し、進路集会の開催時期を早い段階に設定するなどの対策を講じた。

図表 7：教職大学院修了生の教員就職率を示すデータ

令和 3 年 3 月修了者	66.7% (6/9)
令和 4 年 3 月修了者	95.2% (20/21)
令和 5 年 3 月修了者	84.8% (28/33)
令和 6 年 3 月修了者	79.3% (23/29)
令和 7 年 3 月修了者	97.1% (34/35)

（出典：資料 32 教員就職状況〔文部科学省公表値〕より作成）

《必要な資料・データ等》

資料 32：教職大学院修了生（現職派遣除く）の教員就職状況（文部科学省公表値）

資料 33：令和 6 年度教職大学院 第 1 回 FD 研修会（要項）

資料 34：2024. 7. 24 FD 研修会資料「大学院生教員採用試験の合否状況」

（基準の達成状況についての自己評価：B）

定員が大幅に増員（32 名→52 名）したこともあり、学部卒業生等学生の教員就職率の状況については厳しい結果となっている。この状況を改善するため、高度教職実践専攻内の学生生活部会と本学就職支援室（キャリアサポートセンター）が密接に連携し、教員採用選考受験のモチベーションの向上、1 次・2 次試験対策の拡充、ユニットを通じた教員採用選考受験状況の把握と受験に向けた指導を行っている。

学期ごと・2 年間で計 4 回の中間報告会・成果報告会と「実践研究論文」により学習成果を把握・共有できる体制を整えるとともに、機関リポジトリへの登録や教職大学院紀要への投稿により学習成果を広く公開・共有できる体制を整えている。これに加え、各学生がディプロマ・ポリシーに基づく自己評価を行い、学びの履歴を可視化することができるよう「学びの充実のためのアンケート」や学生と教職員との意見交換会を前期終了時と後期終了時の 2 回実施するとともに、教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連の分析を行い、高度教職実践

専攻運営委員会会議やFD研修会において、検証と改善に向けた協議を行っている。

基準 3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

観点 3-2-1 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴取から、どのように把握しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学卒業生（学部・教職大学院修了後1～3年目）の勤務校における勤務及び能力発揮状況等を把握することにより本学の教育成果を検証し、今後の本学における教員養成教育の改善に活かすことを目的として、令和4年度にアドミッションオフィスが「卒業生勤務学校長アンケート」を実施している（回収率72.8%、321校/441校）。その結果、勤務状況についての総合満足度について、肯定的回答（とても満足している・やや満足している）は教職大学院修了生（学部卒業生等）で68.0%、教職大学院修了生（現職教員）では100%であり、特に現職教員では「とても満足している」が7割に達していた。また、教員に求められる資質・能力の評価に関しても特に現職教員が概ね高い傾向を示していた（資料35）。

また、修了生に対しては、令和5年度にアドミッションオフィスが、直近5年間に本学を修了した学生を対象としてアンケートを実施している。その結果、本学の教育に対する総合満足度について、肯定的回答（とてもあてはまる・ややあてはまる）は教職大学院修了生（学部卒業生等）で95.9%、教職大学院修了生（現職教員）で95.6%であり、特に高い傾向を示していた（資料36）。

《必要な資料・データ等》

資料35：令和4年度卒業生勤務学校長アンケートの結果について

資料36：令和5年度卒業後アンケート結果のまとめ

観点 3-2-2 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、どのように把握しようとしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

現職教員学生については、1年次の終わりや2年次の実習期間等にユニット長等が頻繁に現籍校を訪れ、その都度学校からの評価を聴いている。また、宮城県内教育事務所や東北各県の教育委員会等を訪問した際に、修了生の勤務状況を把握しており、大学院での学習成果・効果が適切であることを確認してきた。また、『教職大学院紀要』における修了生の投稿論文は、大学院での研究成果を進展させ、勤務校における教育研究活動の成果をまとめたものである（資料37）。修了後の勤務校における継続的な研究及び研修において、修了生が研究成果を学校や地域に還元して指導的役割を果たしていることの表れである。

さらに、元ユニット長を中心に、修了生の勤務状況を把握し、フォローアップが可能な体制づくりに取り組んでおり、学生生活部会が主催する研究スタートアップ集会（資料38）、研究ディスカバー集会（資料39）で、修了生の同窓会（高志会）に講演を依頼し、学修及び修了後の活躍を学生に周知し、ロールモデルになってもらう取り組みを進めることで、お互いの資質・能力を伸長する機会を設けている。

《必要な資料・データ等》

資料 37：教職大学院紀要（第 6 号）

資料 38：令和 6 年度研究スタートアップ集会実施要項

資料 39：令和 6 年度研究ディスカバー集会実施要項

（基準の達成状況についての自己評価：A）

「卒業生勤務学校長アンケート」の実施により修了生の勤務状況や教員に求められる資質・能力の評価を把握するとともに、ユニット長等が頻繁に現籍校を訪れ学校からの評価を把握している。また、宮城県内教育事務所や東北各県の教育委員会等の訪問においても修了生の勤務状況を把握しており、『教職大学院紀要』における修了生の投稿論文からも、修了生が研究成果を学校や地域に還元して指導的役割を果たしていることが把握できている。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準領域 4 教育委員会等との連携

基準 4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

観点 4-1-1 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会とは、平成 13 年度以来「連携協力に関する覚書」、また、宮城県教育委員会とは令和 3 年度に「包括的な共創・連携に関する協定書」、仙台市教育委員会とは令和 4 年度に「共創・連携に関する協定書」を取り交わして教員の養成と研修等に関する連携関係を築いてきている。実務家教員のうち 3 名は、両教育委員会教育長宛に専任教員（准教授）としての派遣依頼を行い採用（任期 3 年）した教員である。

本件は交流人事ではあるものの、あらかじめ「国立大学法人宮城教育大学実務家教員に関する選考基準」（資料 40）をもとに教員人事会議において本学として求める教員像や教職大学院に着任後に求められる職務内容・授業科目等について明確に定め、派遣元の宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会へ要望事項として提示する。理論と実践の往還を柱とする本学の教職大学院の教育活動に参画するにあたって適切な資質能力を持った人材が派遣されるよう配慮している。

実務家教員 3 名については、研究科教授会で資格審査委員会を設置し、研究及び教育力量における審査と候補者本人への面談を行い、本学が求める教員像についての理解を確かめている。

特任教員については、高度教職実践専攻運営委員会からの要望を踏まえ、教員人事会議において配置計画を検討し、「国立大学法人宮城教育大学特任教員規程」（資料 41）に基づき、教育研究評議会で審議の上、学長が採用を決定している。なお、令和 5 年度に着任した実務家教員は本学の教職大学院で現職教員学生として学んだ経歴をもっている。また、本学附属学校園で勤務した経歴を有する者を実務家教員として迎えることも多い。また、本学教職大学院を修了した現職教員学生が本学の附属学校園の管理職を務めることも多い。

宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会とは、教育連携会議の場を各年度 1～2 回設け、教職大学院での教員養成の取り組みについて詳細な情報を提供し、要望を確認し、改善を図っている（資料 42、前掲資料 12）。また、学校教育創造・研修校の関係者を対象にした連絡協議会を開催し、この場にも各教育委員会に出席してもらい、情報共有及び教育委員会からの要望を確認し、改善につなげている（資料 43）。

《必要な資料・データ等》

資料 40：国立大学法人宮城教育大学実務家教員に関する選考基準

資料 41：国立大学法人宮城教育大学特任教員規程

資料 42：宮城教育大学教育連携会議規程

前掲資料 12：令和 4～6 年度教育連携会議議事要録

資料 43：令和 6 年度宮城教育大学学校教育創造・研修校に係る学校連絡協議会議事概要

（基準の達成状況についての自己評価：A）

また2年次9月には「実践研究論文説明会」を開催し、より詳細な実践研究論文執筆のスケジュール、宮城教育大学教職大学院機関リポジトリの趣旨説明と登録に関する説明を行っている（資料46）。

教育課程上では、修了後に管理職に就くことを期待されている2年派遣現職教員学生は学校課題解決マネジメントプログラムに必ず所属し、2年次「臨床教育開発実習」では特別なプログラムを準備している（前掲資料21）ほか、修了後、スクールミドルリーダーとして学校の研究・教務主任等の役割を担うことを期待されている現職教員学生についても学校課題解決マネジメントプログラムでの履修を推奨している。また、教科探究プログラム、特別支援・子ども支援プログラムに所属する現職教員学生についても、教員ユニットにおいてそれぞれの学校における教育課題や立ち位置に応じた指導を行う上、1年派遣の現職教員学生については2年次の大学での学修及び現籍校での「学校における実習」についてユニット長と学校長が綿密な協議を行い、ユニット長が現籍校に向いて指導を行うようにしている。

《必要な資料・データ等》

前掲資料1：教職大学院案内2026（p.8～10、p.16）

前掲資料2：令和7年度履修のしおり（p.26～29）

資料44：入学前オリエンテーション・ガイダンス（令和6年度入学者対象）実施要項

資料45：令和7年度新入生オリエンテーション・ガイダンス実施要項

前掲資料11：現職教員学生の2年次学修に関する現籍校への説明資料

資料46：令和6年度実践研究論文等作成説明会資料（抜粋）

前掲資料21：臨床教育開発実習（現職2年派遣向け）のねらいと計画

観点5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

修了生の進路については、キャリアサポートセンター及び教職大学院学務部会が、任意で連絡先及び配属先の把握を行っている。それらの情報を活用し、修了生には、教職大学院紀要への投稿規定及び投稿スケジュールを広く周知し、メンター制度を設けて投稿案内に論文作成にあたり助言等が必要な場合、投稿申込時に相談可能であることを付記し、修了生が発展的な研究成果等を投稿することを支援している（前掲資料37）。

また、ユニット長を中心に修了生の勤務状況を把握し、学部卒業生等学生が修了後、講師等として勤務している場合には、教員採用試験のアドバイスなどを行っている。くわえて、現職教員学生については、勤務校訪問を含め、フォローアップを行っている。ただし、修了生への学修支援についてはまだ組織的に行えてはならず、より組織的なフォローアップ体制をいかに構築するかを検討し、改善に努めているところである。

《必要な資料・データ等》

前掲資料37：教職大学院紀要（第6号）

（基準の達成状況についての自己評価：B）

基準 5-2

- 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

観点 5-2-1 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはあるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

学生の学修への指導・助言は、各自の研究テーマ・志向を考慮した教員ユニットのもと、学生の属性（現職教員、学部卒業生等）を踏まえ、協働的かつきめ細やかに行っている（前掲資料 2、p. 5～6）。

キャリア支援については、教職大学院独自のものとして、進路動向の分析を行い、組織的な検討を行うとともに、入学・修了後を見据えた研究及び学生生活を充実させるための体制を整えて、きめ細かな指導・助言の機会を準備している。具体的には、教職大学院学生生活部会が5月中旬に「研究スタートアップ集会」を実施し（前掲資料 38）、領域が異なる研究者教員3名が、それぞれの専門領域と研究手法などを学生に紹介し、学修の成果を実践研究論文及びその中間資料などにまとめる方法を具体的に示す。学生間の研究交流を進めるため、グループディスカッションも行い、適宜、教員が助言を行っている。10月上旬には「研究ディスカバー集会」を実施し（前掲資料 39）、修了生3名を講師として、教職大学院在学中の研究生活及び修了後の研究成果の発展についての講演を聴き、学生同士が講師を交えて対話を行う。これらの集会を通じ、学生が研究を含む学生生活全般のデザイン及び修了後につながる研究を計画・実施する支援を行っている。さらに、教員採用試験の受験を予定する学部卒業生等学生向けに、進路集会を行っている（資料 47）。

また、キャリアサポートセンターが整備され、事務職員3名、校長等教育経験者である就職支援アドバイザー6名によって教職に関する指導を行っており、先述の学生生活部会の進路集会も、キャリアサポートセンターの協力を得て実施している。なお、キャリアサポートセンターの積極的な利用を促すため、新入生オリエンテーションにおいて、学生生活部会とキャリアサポートセンターが合同で説明会を開催し、学生への周知を行っている（資料 48）。

学生生活全般に関わる支援は、新入生オリエンテーションにおいて、必要な情報の提供等を行っている（前掲資料 45）。

特別な支援が必要な学生についても、積極的に受け入れ、入学前から、「しょうがい学生支援室」と連携し、本人と打ち合わせを行い、施設・修学・学生生活に関する要望等を聴取しつつ、本学の特別支援教育に専門的知見を有する教員等からも指導・助言を受けながら、大学として総合的に支援する体制をとっている。「しょうがい学生支援室」には、専任のコーディネーターが常駐し、常時相談を受け付けることができる。相談専用のメールアドレスについては、「学生生活ガイドブック」（資料 49、p. 49～50）や新入生に配布するパンフレット（資料 50）等にも記載し、学生に周知を図っている。

メンタルヘルスについては、学生相談室及び専門相談員を設置し、修学上又は日常生活上の諸問題に関わる相談に応じ、健全な学生生活のための支援を行っている。希望により、精神科医によるカウンセリングも受けることも可能であり（予約制）、これらについては、「学生生活ガイドブック」（資料 49、p. 47～48）や新入生に配布するパンフレット（資料 51）等において周知している。

各種ハラスメントに関しては、相談を希望する学生が、適当と考える相談員（大学教員、事務職員等）を選んで相談できる体制を整えており、「学生生活ガイドブック」において周知している（資料 49、p. 51）。学生生活部会も、同様の相談を受け付ける窓口として、学生に周知している（資料 52）。さらに、各種ハラスメントの未然

防止を目指しており、点検・評価室が主催するFD研修会においても、ハラスメント防止をテーマに取り上げるなど、啓発活動を行っている（資料53）。

《必要な資料・データ等》

前掲資料2：令和7年度履修のしおり（p.5～6）

前掲資料38：令和6年度研究スタートアップ集会実施要項

前掲資料39：令和6年度研究ディスカバー集会実施要項

資料47：令和6年度進路集会計画

資料48：教職大学院新入生オリエンテーション資料（学生生活部会とキャリアサポートセンター共催）

前掲資料45：令和7年度新入生オリエンテーション・ガイダンス実施要項

資料49：学生生活ガイドブック2025（p.47～51抜粋）

資料50：しょうがい学生支援室パンフレット

資料51：学生相談室リーフレット

資料52：学内の各種相談窓口について（学生生活部会新入生オリエンテーション資料）

資料53：FD・SD研修会「教職員が知っておくべきハラスメントの基本」開催要項

観点5-2-2 学生に対して、どのような経済的支援（検定料、入学料及び授業料の減免等）に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

経済的理由により入学料・授業料の納付が困難な学生からの申請に基づき、免除や徴収猶予（延納及び月割分納）を許可する制度を設けている（前掲資料1 [p.21]、資料54、資料55、資料56、資料57）。また、令和3年度入学生から、教員採用候補者名簿掲載猶予等の特例措置、教育公務員特例法の規程による大学院修学休業制度等を利用して修学する学生を対象とした授業料免除制度を創設した（資料56）。そのほか、日本学生支援機構、奨学財団及び各地方自治体等による奨学制度についても案内を行っている（資料57、資料58、資料59）。また、国の教職大学院生に対する新たな支援措置（教員採用された教職大学院生の奨学金返還免除制度）を学生に周知している。

さらに、研究活動や学修活動が特に優れた学生に対して、学内の審査によって日本学生支援機構学資金返還免除推薦を受けることもできるようになっている（資料60）。これらの免除推薦に該当する学生は学業成績が優秀であることはもちろんであるが、在学期間に学会発表や論文投稿などの研究成果の発表が条件とされる。このような研究活動もユニット長が支援している。

本学教職大学院は厚生労働省「教育訓練給付制度」の指定講座となっており、私立学校教員、国立大学附属学校教員の学修支援の一方策となっている（資料61）。

令和6年度よりキャンパス内に新学生寮を開寮し、教職大学院学生についても学部学生と同様に利用可能である（資料62）。これらの情報については、入学前に周知し、入学後円滑に学生生活が始動できるように配慮している。

以上で述べた各種の支援については、学生生活部会が新入生オリエンテーションにおいて説明し、また学生生活部会にも相談窓口を設置し、相談室等に橋渡しすることが可能である点を周知している（前掲資料52）。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 1 : 教職大学院案内 2026 (p. 21)

資料 54 : 令和 7 年度入学金減免及び徴収猶予制度について (大学院入学者用)

資料 55 : 令和 7 年度入学金免除申請のしおり (教職大学院学生用)

資料 56 : 令和 7 年度前期授業料免除申請のしおり (教職大学院学生用)

資料 57 : 令和 7 年度学生への経済的支援について (大学院入学者用)

資料 58 : 令和 7 年度大学院第一種・第二種奨学生採用候補者出願のしおり

資料 59 : 日本学生支援機構以外の奨学金について

資料 60 : 令和 7 年度大学院第一種奨学生返還免除内定候補者出願のしおり

資料 61 : 厚生労働省 教育訓練制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 Web サイトページ

資料 62 : 宮城教育大学青葉こもれび寮パンフレット

前掲資料 52 : 学内の各種相談窓口について (学生生活部会新入生オリエンテーション資料)

(基準の達成状況についての自己評価 : A)

基準 5 - 3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

観点 5 - 3 - 1 どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

令和 3 年度半ばに、1 つの建物 (5 号館及び 6 号館) に、教職大学院の専任教員研究室と学生研究室が集約された (資料 63)。5 号館及び 6 号館には、授業・学修の空間として、教職大学院の授業で優先的に使用できる教室 6 室を設置しており、教職大学院学務部会が管理している。また院生が自主的な学習に取り組めるよう、「教職大学院院生室」を 2 室設置し、自由に使用可能な個別の学修スペースと、学生同士の日常的な交流を可能とする研究交流スペースを設けている。研究交流のスペースでは、備え付けの教科書、資料集、関連書籍、パソコン、映像機器、電子黒板、大型プリンターなどを自由に使用できるようにし、実践のための教材研究、教材開発・教具作成を支援している。なお、来学が難しい現職教員学生 2 年次生に対しては、図書館資料の郵送での貸出により、学修を支援している (資料 64)。

なお、5 号館及び 6 号館に隣接する附属図書館は、授業期間の平日 9 時から 20 時まで、土日 10 時から 17 時まで利用可能であり、1 階にあるスパイラル・ラボは収容人数約 6 ~ 50 名の模擬教室、可動式席を備えており、黒板 (小学校サイズ)、電子黒板、ホワイトボード等が利用可能である。書画カメラ、プロジェクタ等の貸し出しも行われており、模擬授業の練習やグループ学習等で自由に利用できる (資料 65)。

また、令和 4 年度から開設された「内田洋行フューチャークラスルームラボ (FCR Lab.)」は、本学の「情報活用能力育成機構」プロデュースのもと、全学的に共有のスペースとして活用されており、教職大学院の講義及び実習リフレクションにおいても積極的に利用している (資料 66)。ガラスパーテーション等によるフレキシブルな空間の中で教育に関する最先端の技術に触れながら学ぶことができる空間であり、学生が ICT を活用し情報活用能力を高めることに寄与している。

《必要な資料・データ等》

資料 63：5号館・6号館建物平面図

資料 64：現職教職大学院2年次生貸出サービス利用マニュアル

資料 65：附属図書館パンフレット

資料 66：内田洋行フューチャークラスルームラボ (FCR Lab.) Web サイトページ

観点 5-3-2 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

無線 LAN は学内全域（青葉山・上杉地区）で利用可能であり、本学情報活用能力育成機構情報基盤推進室より各学生に Google アカウントが付与され、宮教 Gmail の利用が可能である。学生は、アカウントに紐づけられた Microsoft アカウントで、Microsoft Office のダウンロードやインストール、オンライン版 Microsoft Office を利用することができる。情報基盤推進室にはテクニクサポーターが配備されており、Web サイトから派遣依頼を行うことにより、パソコン操作や周辺機器の使い方、情報機器のトラブルに対応している。

なお、教員同士及び教員と学生との連携や情報共有を図る上で必要なフォルダを情報基盤推進室が管理しているクラウド上に配置し、教員同士が共有するフォルダには、会議資料、実習に関する情報、学生の計画書や報告資料等を格納している。また、教員と学生が共有するフォルダには、学生が作成した指導案や実習記録、報告資料等を格納している。授業内及び実践的指導力融合科目（ゼミナール）における発表・研究報告ではこのフォルダを活用し、教員及び学生が資料を共有・閲覧している。

《必要な資料・データ等》

資料 67：情報活用能力育成機構 情報基盤推進室 Web サイトページ

観点 5-3-3 どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

学生は附属図書館に所蔵されている約 40 万冊の蔵書、学術雑誌を活用可能である。特に特色ある資料で教職大学院学生の学修及び研究に大いに役立つものとして、明治から現在まで継続して収集している教科書、大学図書館としてはユニークな蔵書である児童図書（児童文学・絵本・紙芝居など）も約 1 万数千点を所蔵している。また、宮城教育大学附属図書館機関リポジトリには、宮城教育大学紀要、教職大学院紀要、修了生の実践研究論文が登録されており、誰でも無料で閲覧可能である（資料 68、前掲資料 65）。さらに、2階マルチメディア室を改修し、絵本及び児童書を自由に参照したり読み聞かせを行ったりすることのできるスペースを準備し、開設に向けてプレオープン中である。

2年間で4回行われる中間発表会及び成果報告会の報告資料は、報告会の計画・運営を行う教職大学院学務部会が収集・管理し、教職大学院構成員及び教職大学院学生が閲覧できるよう、共有フォルダに格納している。

また、本学の旧授業分析センター、教員キャリア研修機構（臨床教育領域）で蓄積した教育実践や教育理論の歴史的・今日的資料に学生が日常的に接することができる環境を整備中である。現在、教職大学院の専任教員研究室と学生研究室が集約された5号館2階に「教育実践資料室」を2部屋準備し、資料を整理中である。また3階講義室及びゼミ室にも、旧授業分析センターに所蔵していた教育実践や教育理論の資料等を学生がいつでも手

にとってみられるように配置している。

《必要な資料・データ等》

資料 68：宮城教育大学機関リポジトリ Web サイトページ

前掲資料 65：附属図書館パンフレット

観点 5-3-4 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

該当なし。

なお、本学附属学校園は、教職大学院のあるキャンパスから離れて位置しているため、附属小学校内に「キャリア育成オフィス」を整備し、附属学校での実習に取り組む学生が実践準備・資料分析等を行える環境を整えている。オフィス内では、貴重品を収納できるロッカー、大学の Wi-Fi 及びコピー機が利用可能となっている（前掲資料 17、p. 46～47）。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 17：令和 7 年度実習のしおり（p. 46～47）

観点 5-3-5 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

学生の研究活動を支援するために、教務課に大学院運営費が充当されている。さらに、大学院教育学研究科（教職大学院）に大学院学生経費が配分されている（資料 69）。これらの経費を用いて、学生の学修を深めるための研究関連書籍、実践を記録するためのビデオカメラ・三脚・記録媒体など、様々な物品を整備している。さらに学生が学会に参加するための参加費等の補助にも活用されている。

《必要な資料・データ等》

資料 69：令和 7 年度教職大学院に関する経費

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 6 教育研究実施組織**基準 6-1**

○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能していること。

観点 6-1-1 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

令和3年度の改組に伴い、これまで教学に関して教授会と同等の意思決定権限を有していた教員会議を廃止し、研究科長が主催する研究科教授会（資料70）に加え、教職大学院の教育研究に関する組織体として高度教職実践専攻を置き、同専攻内に高度教職実践専攻運営委員会会議を設置し、教育研究上の目的を達成するためのガバナンスを確立した組織編成としている（資料71）。

なお、本学の教員配置については、令和元年度から教員人事会議を設置し（資料72）、全学的な観点から検討を行うこととしている。そして、同会議において、教員採用の基本方針（資料73）を制定し、その方針のもと教員の採用を行っているところである。

また、教職大学院の授業担当については、新規教員採用時あるいは事後に、資格審査委員会において判定を行い、授業担当可能と判定された教員を授業担当兼担教員としている。

《必要な資料・データ等》

資料70：宮城教育大学教授会規程

資料71：宮城教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会に関する申合せ

資料72：国立大学法人宮城教育大学教員人事会議及び宮城教育大学の教員等の採用手続きに関する規程

資料73：教員採用の基本方針

観点 6-1-2 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学教職大学院の専任教員は令和7年5月1日時点で32名である。内訳は、研究者教員25名（教授19名、准教授6名）、実務家教員7名（特任教員4名、准教授3名）であり（基礎データ1現況票-2参照）、専門職大学院設置基準で規定されている必要な専任教員数（13名）及び実務家教員数（6名）を満たしている。

年齢構成・学位保有状況は次ページ図表8のとおりである（図表8参照）。女性教員は5名であり、男性教員の割合が高い。年齢構成は30代3名、40代6名、50代16名、60代7名であり、年齢のバランスはとれている。

図表 8：専任教員の年齢構成・学位保有状況（令和 7 年 5 月 1 日時点）

職位	学位	39 歳以下	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	合計
教授 (特任教授 を含む)	博士	—	1	10	2	—	13
	修士	—	1	4	2	—	7
	学士	—	—	—	3	—	3
准教授	博士	3	2	—	—	—	5
	修士	—	2	1	—	—	3
	学士	—	—	1	—	—	1
合計	博士	3	3	10	2	—	18
	修士	—	3	5	2	—	10
	学士	—	—	1	3	—	4

(出典：基礎データ 2 専任教員個別表より作成)

最新の教育現場の課題についての実践的な経験及び知見を学生が得られるよう、前述のとおり、宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会から派遣の実務家教員 3 名と、学校管理及び教育行政の経験と知見を有する特任教員 4 名を配置している。

本学教職大学院では、専門高度化基盤科目において教職共通 5 領域の科目を実施して、学修の基盤としており、原則的に専任教員が担当している。

専任教員 32 名のほか、50 名の教員が授業担当兼担教員として、専任教員と協働して、主に専門高度化探究科目において、専門性の探究を図る授業を担当している（前掲資料 2、p. 44～47）。

理論と実践を架橋する科目として、専門高度化深化科目の中に実践的指導力融合科目を開講し、複数の教員による教員ユニットを形成して学生の指導を行っている。ユニットを構成する教員には、各学生の実践研究テーマによって、専任教員（研究者教員と実務家教員）、授業担当兼担教員も加わり、多様な見地からの指導を行っている。

また、本学では、毎年「教員の活動状況の点検・評価」を行い、その結果が各教員に通知され、大学全体の活動の活性化に努力している（資料 74、資料 75）。

《必要な資料・データ等》

基礎データ 1 現況票－ 2

基礎データ 2 専任教員個別表

前掲資料 2：令和 7 年度履修のしおり（p. 44～47）

資料 74：国立大学法人宮城教育大学の「教員の活動状況の点検・評価」に関する基本方針

資料 75：令和 5 年度教員の活動状況点検評価結果について

観点 6－1－3 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本学の教員採用は、教員採用の基本方針（前掲資料 73）をもとに行っている。教職大学院の専任教員について

は、「国立大学法人宮城教育大学職員人事規程」（資料 76）に、教授、准教授に係る選考基準のひとつに「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」が掲げられており、採用、昇任に係る選考の際の重要な要件となっている。また、「国立大学法人宮城教育大学実務家教員に関する選考基準」（前掲資料 40）によれば、「専攻分野に関する高度の実務能力を有すること」、「担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すること」、「概ね 20 年以上の専攻分野における実務の経験を有すること」など、研究者教員とは異なる選考基準が定められている。また、本学教職大学院の教員の採用・昇任の際には、その教育上の経歴・経験、指導能力の評価も、重要な要件となっている。

研究科教授会においては、専任教員を構成員とし、授業担当兼担教員には陪席を認めている（前掲資料 70）。高度教職実践専攻運営委員会会議においては、授業担当兼担教員も構成員とし、審議に加わることができるようにしている（前掲資料 71）。

教員人事会議では、教育研究上の必要から専任教員を学内から拡充する際の異動の方針について検討を行っている。また、教職大学院の専任教員として必要な研究分野を指導できる若手教員のテニュアトラック付採用人事を令和 3 年度から令和 5 年度にかけて 5 件行い（資料 77、資料 78）、テニュア取得期間中の研究支援を行い、モチベーションを付与しつつ、全体としてより多様な専門領域をカバーできる専任教員の確保を年齢構成のバランスと両立できるような仕組みで行っている。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 73：教員採用の基本方針

資料 76：国立大学法人宮城教育大学職員人事規程

前掲資料 40：国立大学法人宮城教育大学実務家教員に関する選考基準

前掲資料 70：宮城教育大学教授会規程

前掲資料 71：宮城教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻運営委員会に関する申合せ

資料 77：国立大学法人宮城教育大学テニュアトラック制度に関する要項

資料 78：教職大学院におけるテニュアトラック制による教員採用の件数及び領域等

観点 6-1-4 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

授業については、「専門高度化基盤科目（共通 5 領域）」は原則として専任教員が担当し、他の科目については専任教員が主担当として、授業担当兼担教員と連携しながらそれぞれの負担軽減と教育内容の充実を両立できるようにしている。

本教職大学院専任教員の担当授業時数は、教員間にやや偏りが見られ、特に学部を兼担している教科教育担当教員に関して、担当授業単位数が高い傾向が見られる（基礎データ 2 専任教員個別表参照）。この現状については、修士課程の廃止、教職大学院の定員の大幅な増加、経年的な教員数の減少にも鑑み、学部教育内容の充実との齟齬が生じないよう留意したうえで、授業担当兼担教員も学生の研究指導にあたる教員ユニット長、及び副ユニット長を担えるようにし、専任教員の負担が大きくなるようにしている。また、現在、授業担当兼担教員となっている教員の中から、新たに専任教員を確保できるよう、教員人事会議で専任教員拡充の方針を検討し、令和 7 年度中に確定する予定である。

《必要な資料・データ等》

基礎データ 2 専任教員個別表

(基準の達成状況についての自己評価：A)

基準 6 - 2

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、また F D に取り組んでいること。

観点 6 - 2 - 1 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

組織的な研究環境については、高度教職実践専攻運営委員会会議内に、『教職大学院紀要』の企画・編集に関わる紀要編集部会を設けている。

『教職大学院紀要』は、研究成果を発表する場として、理論と実践の往還を通じた教育研究の成果を、学内の専任教員、授業兼任教員、附属学校園教員、学生及び修了生が発信できるようにしている。

『教職大学院紀要』には、実務家教員の寄稿も推奨し、実務家教員の研究力向上の機会にもなっている。

また、専攻内の学生生活部会が企画する研究スタートアップ集会、研究ディスカバリー集会では、大学教員が自らの研究過程を紹介することにより、研究のテーマ選択、課題設定や手法について大学教員が互いに学び合う機会にもなっている。

《必要な資料・データ等》

資料 79：教職大学院紀要の刊行状況と特集テーマ、当校種別の内訳

観点 6 - 2 - 2 教職員の協働による F D の活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

高度教職実践専攻運営委員会会議の開催前に、FD 研修会を実施し、優れた授業事例の検討とこれをもとにした各授業の改善や、研究及び実習指導の好事例及び各種課題の検討を行っている。

教職員を対象とした主な活動としては、第 1 に定期的に FD 研修会を開催している(令和 6 年度は年 5 回開催)。事前に資料を提供し、質問や意見を聴取するとともに、研修会後も質問や意見を聴取し、全職員に向けてフィードバックを行うなど、内容の充実を図っている(資料 80)。第 2 に、恒常的な授業公開を前提としつつ、前期・後期のそれぞれでテーマを設定した授業公開とそれに基づく授業改善カンファレンスを実施している(資料 81)。令和 6 年度は、実務家教員と研究者教員の知見の相互高度化を目指し、実務家教員と研究者教員の協働により実施されている授業の公開(及び全教職員に向けての動画の共有)を行い、各教員の担当授業に関する情報の事前収集・共有などに関連づけ、集中的な意見交換を行った。

さらに、1 年次・2 年次の研究成果中間発表会及び研究成果最終報告会では、普段指導に関わっていない教員が、プログラムを越えて幅広く学生の研究指導を行うことができるよう、運用を工夫している(前掲資料 9、前掲資料 10)。

また、本法人のもとに設置されている点検・評価室においても学内教職員を対象とした FD・SD 研修会を実施しており、教職大学院の FD 活動と連動させて点検・改善を進めている（資料 82）。

《必要な資料・データ等》

資料 80：令和 6 年度 質保証点検・FD 部会活動日誌

資料 81：令和 6 年度授業公開・カンファレンス

前掲資料 9：2024 年度宮城教育大学教職大学院 2 年次研究成果最終報告会進行予定表

前掲資料 10：2024 年度宮城教育大学教職大学院 1 年次成果報告会進行予定表

資料 82：令和 4～6 年度点検・評価室 FD・SD 研修会実施状況一覧

観点 6-2-3 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

新規採用した事務職員の初任研修として、研究科教授会への陪席や教職大学院の授業参観など、教職大学院の目的や教育内容について、事務職員の理解度を向上させる取り組みを行っている（資料 83）。令和 4 年度、令和 5 年度は、教職大学院における実習についての中間リフレクションを参観し、授業観察及び実践力について、学生がこれまでの実習で得た知見を踏まえて省察し、互いに振り返り、教員が助言することによって、さらにどのような実習を進めるべきか考察を深める様子を参観した。令和 6 年度には、「研究ディスカバー集会」で学生が教科内容をいかに授業実践に生かすか、こうした授業実践の創造について、複数の教員が学生と共同で考察しながら作り上げていく様子について参観した。このことによって、事務職員が、教職大学院での教育課程の中軸となる「理論と実践の往還」について、具体的な授業内容を知るとともに、教職大学院における実習の目標と概要について理解することにつながった。

なお、教育研究上の目的を達成するため、授業公開・カンファレンスについては事務職員にも周知を行い、実施している（前掲資料 81）。

また、教務課の支援を受けることで、教育研究上の目的を効果的に達成できる体制を構築している。

《必要な資料・データ等》

資料 83：宮城教育大学事務職員初任研修実施要項

前掲資料 81：令和 6 年度授業公開・カンファレンス

（基準の達成状況についての自己評価：A）

基準領域 7 点検評価と情報公表

基準 7-1

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

観点 7-1-1 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職課程に関しては、カリキュラム専門委員会が、学部と教職大学院について「教職課程の自己点検・評価シート」を作成し、組織的に点検・評価を行っており、教育理念・学修目標、授業科目・教育課程の編成実施、学修成果の把握・可視化、教職員組織、情報公表、教職指導（学生の受け入れ・学生支援）、関係機関との連携のすべての項目について、当該項目を満たしていることを確認している（資料 84、資料 85）。

学生の受入状況については大学院入学試験実施部会が、教育の状況については学務部会が資料やデータの収集にあたっている。自己点検・評価については、総務担当理事を室長とする点検・評価室が担ってきた。

教職大学院の点検評価に関しては、質保証点検・FD 部会が担当している。(1) 3つのポリシーの実現に向けて、日常的・継続的に大学院教育の実態を把握し、改善策を検討する、(2) 専門分野や研究方法の異なる教員が組織的に教育や研究指導に取り組むことができるよう、情報の共有や課題解決の方法の検討を図る FD の機会を提供する、(3) 上記の取り組みの継続的な推進を通し、各種認証評価（大学改革支援・学位授与機構、教員養成評価機構等）に備える、の3つを分掌内容として明示し、学生及び教職員を対象とした種々の活動を行い、点検評価の充実を図っている。

学生を対象とした主な活動としては、第1に「学びの充実のためのアンケート」を年2回（前期終了時、後期終了時）実施し、各学生がディプロマ・ポリシーに基づく自己評価を行い、学びの履歴を可視化することができるようにしている。アンケート回答率は令和3年度前期では63.9%（86名中55名）であったが、令和6年度では前期100%（116名中116名）、後期99.1%（116名中115名）と大幅に向上し、より精緻な自己点検・評価を行うことができるようになっている（前掲資料 30）。第2に、学生と教職員との意見交換会を年2回（前期終了時、後期終了時）開催し（前掲資料 16）、学生の資質能力の伸長を確認するとともに、カリキュラムの改善と充実ならびに環境整備を検討する手がかりとしている（前掲資料 31）。意見交換会は、全体会とは別に夕刻にもオンラインで開催し、2年次の現職教員学生も参加できるよう配慮している。

さらに、質保証点検・FD 部会は、全学の点検・評価室の FD 行事を高度教職実践専攻運営委員会会議等においても周知し、全学と教職大学院の FD 活動を連動させて点検・改善を進めるとともに、大学院入学試験実施部会や学生生活部会と連携し、各部会の活動参観を素材とした FD の機会を設けている（前掲資料 80、前掲資料 82）。また、FD については、事務職員にも参加を呼びかけ、資料を公開・共有している。これらの活動に加えて、認証評価項目をもとに部会活動の見直しを図る活動を行っている。

《必要な資料・データ等》

資料 84：宮城教育大学教職課程の自己点検・評価実施要項

資料 85：R7.3 教職課程の自己点検・評価シート（抜粋）

前掲資料 30：令和6年度（前期・後期）「学びの充実のためのアンケート」結果

前掲資料 16：令和6年度意見交換会 要項

前掲資料 31：令和6年度（前期・後期）意見交換会における意見等への対応について

前掲資料 80：令和6年度 質保証点検・FD 部会活動日誌

前掲資料 82：令和 4～6 年度点検・評価室 FD・SD 研修会実施状況一覧

(基準の達成状況についての自己評価：A)

教職課程の自己点検・評価を定期的・組織的に行っており、くわえて学生を対象とした「学びの充実のためのアンケート」や学生と教職員との意見交換会を年 2 回開催するとともに、全教職員を対象とした定期的な FD 研修会や授業公開・カンファレンスを実施している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

基準 7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

観点 7-2-1 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職大学院案内（前掲資料 1）、大学案内（資料 86）、概要・統合報告書（資料 87）といった本学や教職大学院の全体についてのパンフレットを作成し、広く周知を図っている。また、理念、目的、入学者選抜について集約的に説明する印刷物として学生募集要項（前掲資料 6）を作成している。

学生が 2 年間の学修過程で研究した成果のまとめについて、従前は「リサーチペーパー」及び「教材ミュージアム」として集約してきた（前掲資料 27、前掲資料 28）ものを、令和 3 年度入学生からは「実践研究論文」に改め（前掲資料 29）、Google ドライブで教職員と学生で共有するとともに、宮城教育大学機関リポジトリへの登録や教職大学院紀要（前掲資料 37）への投稿により学習成果を広く公開し、把握・共有できる体制を整えている（前掲資料 68）。

さらに、1 年次の研究成果報告会及び 2 年次の最終研究成果報告会はオンラインで開催し、学生の所属校、実習校のみならず、大学の公式 Web サイトにおいても広く周知している。

《必要な資料・データ等》

前掲資料 1：教職大学院案内 2026

資料 86：大学案内 2025

資料 87：概要・統合報告書 2024

前掲資料 6：令和 8 年度学生募集要項

前掲資料 27：令和 3 年度リサーチペーパー

前掲資料 28：令和 3 年度教材ミュージアム

前掲資料 29：令和 6 年度実践研究論文

前掲資料 37：教職大学院紀要（第 6 号）

前掲資料 68：宮城教育大学機関リポジトリ Web サイトページ

(基準の達成状況についての自己評価：A)

宮城教育大学教職大学院案内、宮城教育大学大学案内、国立大学法人宮城教育大学概要・統合報告書といった本学や本学大学院の全体を知らせるパンフレットを作成し、積極的に発信している。また、学習成果について、

「実践研究論文」や研究成果報告会によって共有・公開するに留まらず、宮城教育大学機関リポジトリへの登録や教職大学院紀要への投稿などにより、広く発信している。

以上のことから、基準を十分に達成していると判断する。

Ⅷ 法令要件事項の確認

法令要件事項（チェック式等により確認する事項）

	チェック欄 (該当 <input checked="" type="checkbox"/>)	(上段) 項目 (下段) 根拠法令等	評価基準 観点等	根拠資料等
1	<input checked="" type="checkbox"/>	教育課程連携協議会の設置、産業界等 (教育委員会)との連携による教育課程 の編成、実施・評価 専門職大学院設置基準第6条第3項、第 6条の2	2-1 4-1	前掲資料42:宮城教育大学教育連携会議 規程 前掲資料12:令和4~6年度宮城教育大 学教育連携会議議事要録
2	<input checked="" type="checkbox"/>	5領域についての授業科目(共通科目) の開設 (1)教育課程の編成及び実施に関する 領域・・・ 平15年告示第53号第8条第1項	2-1	シラバス(基礎データで確認)
3	<input checked="" type="checkbox"/>	1年間又は1学期に履修科目として登 録できる単位数の上限の設定 専門職大学院設置基準第11条	2-2	資料88:宮城教育大学大学院教育学研究 科教育課程及び履修方法に関する規程 「第5条」
4	<input checked="" type="checkbox"/>	修了要件単位数(45単位以上) うち実習10単位以上 専門職大学院設置基準第29条	2-1 2-4	前掲資料2:令和7年度履修のしおり 「教育課程表」実習10単位(学校課題 探究実習Ⅰ、学校課題探究実習Ⅱ、学校 課題解決実習、臨床教育開発実習)
5	<input checked="" type="checkbox"/>	学生に対する評価及び修了の基準の明 示等 専門職大学院設置基準第10条第2項	2-4	前掲資料2:令和7年度履修のしおり 「成績の評価と単位認定」及び「教育課 程及び履修方法」
6	<input checked="" type="checkbox"/>	専任教員数 平15年告示第53号第1条 教科教育関連 26年告示161号	6-1	(基礎データで確認)
7	<input checked="" type="checkbox"/>	必置専任教員数に対する実務家教員数 (4割以上) 平15年告示第53号第2条第5項	6-1	(基礎データで確認)
8	<input checked="" type="checkbox"/>	必置実務家教員のうちみなし専任教員 の割合(3分の2の範囲内) 平15年告示第53号第2条第2項	6-1	(基礎データで確認)
9	<input checked="" type="checkbox"/>	みなし専任教員の業務要件 (授業担当年間4単位以上ほか) 平15年告示第53号第2条第2項 平30年告示第66号	6-1	(基礎データで確認)
10	<input checked="" type="checkbox"/>	必置専任教員のうち教授の割合 (必置の専任教員の半数) 平15年告示53号第1条第7項	6-1	(基礎データで確認)
11	<input checked="" type="checkbox"/>	SD研修に該当する機会の設定等 大学院設置基準第9条の3第1項	6-2	前掲資料82:令和4~6年度点検・評価 室FD・SD研修会実施状況一覧

○ 項目□に際して、特に記述を要する事情等